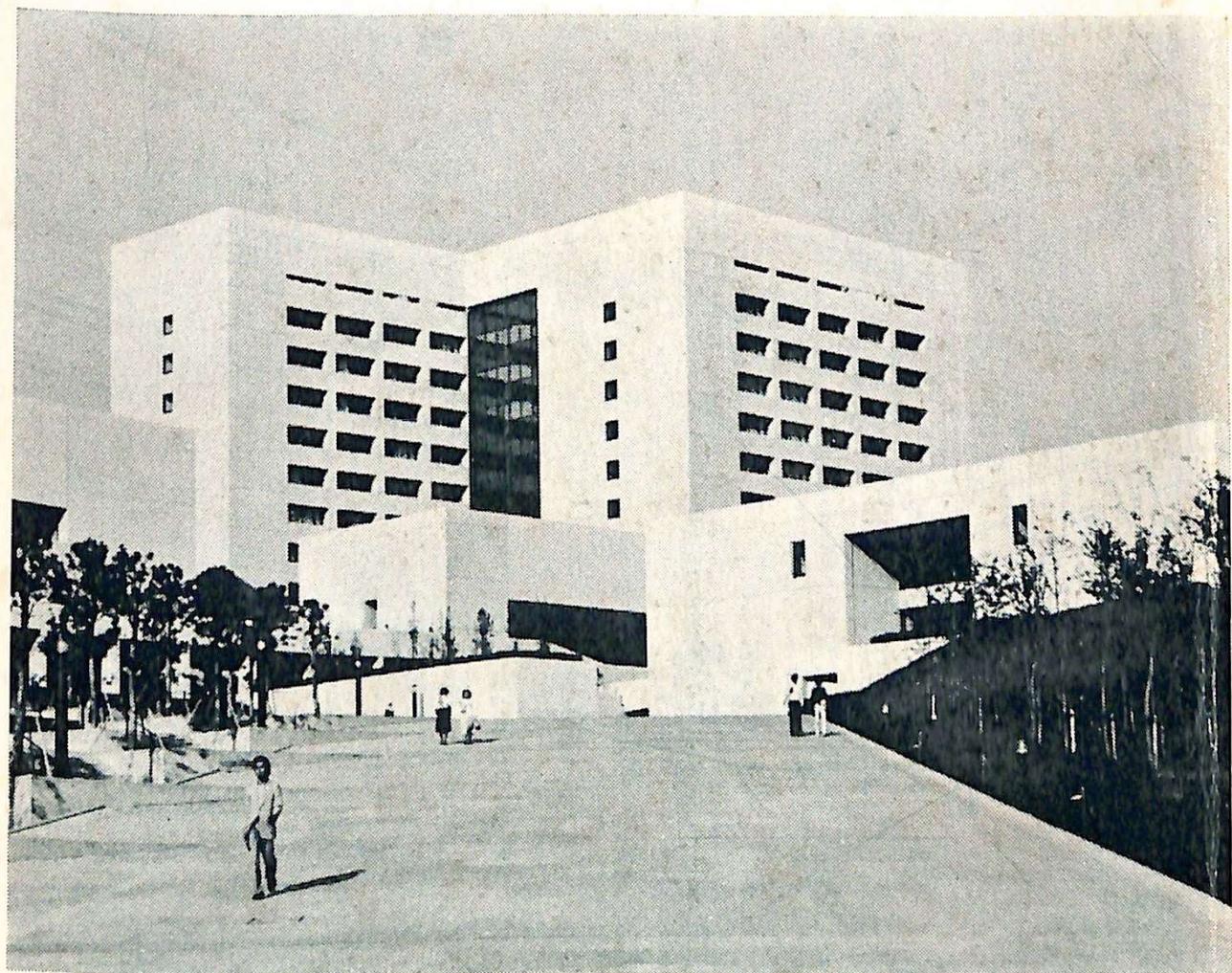


曹法大中

第 5 集



1979.4

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄作詞
坂本良隆作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
あああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
搖がぬ意氣ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
あああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

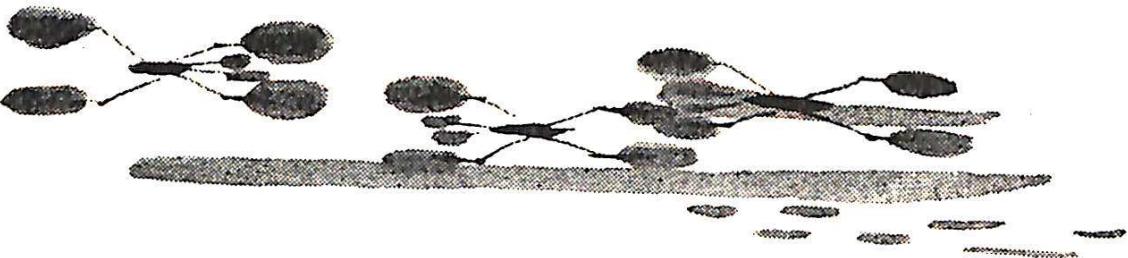
中央大学学友会選定作詞
古閔裕而作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が
精銳こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央



「中大法曹」第五号目次

表紙題字 倉田雅充

表紙写真 中大多摩校舎
カット 山本繁樹

発刊によせて.....中央大学法曹会幹事長 倉田雅充(1)

祝辭.....中央大学学員会会长 谷村唯一郎(5)

新春雜感.....中央大学学長 戸田修三(7)

原嘉道先生への追憶.....最高裁判所判事 大塚喜一郎(10)

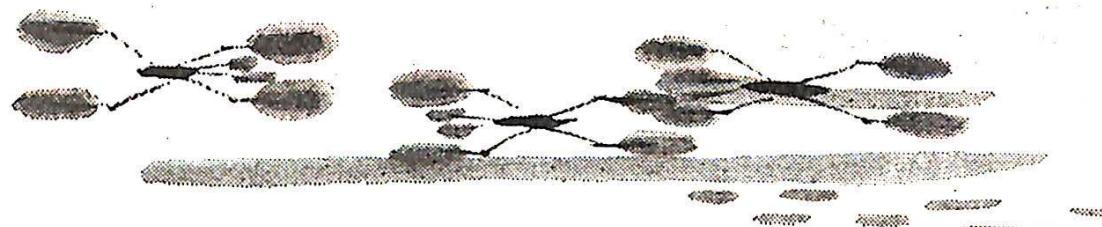
特集 中央大学生活の思い出

思い出.....学校法人中央大学理事長 渋谷健一(14)

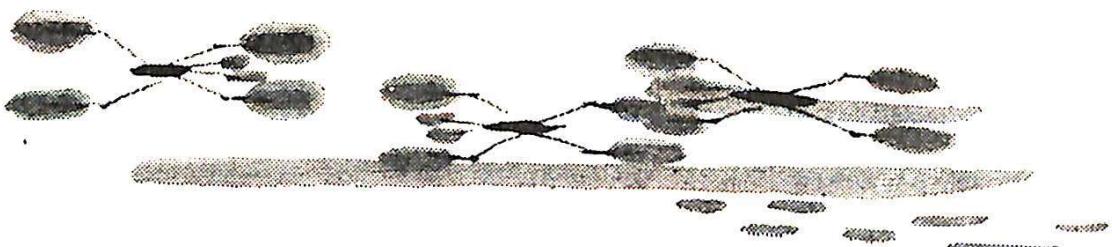
錦町時代の思い出.....弁護士岡義順(16)

錦町時代.....弁護士清水繁一(19)

思い出.....弁護士金子文六(24)



思　い　出	弁護士　池田　門太	(26)
昭和初期の中大生活の思い出	弁護士　堂野　達也	(30)
思　い　出	弁護士　松井　宣	(33)
大学での思い出	弁護士　小野田　六二	(36)
学生時代の思い出	弁護士　小池　金市	(38)
学徒動員・復員そして真法会	裁判官訴追委員会事務局長　山崎　宏八	(42)
司法試験合格を目指した三〇年前を回顧して	弁護士　阿部　三郎	(45)
第二予科時代の思い出	弁護士　小林　宏也	(49)
中央大学生活の思い出	判　事　糟谷　忠男	(52)
中央大学生活の思い出	検　事　押谷　鞠雄	(55)
大学生活の思い出	弁護士　安藤　章	(58)
大学生活の思い出	検　事　佐野　真一	(60)
中央大学について憶うこと	弁護士　中津　靖夫	(63)
中央大学生活の思い出	判　事　須山　幸夫	(66)
中央大学生活の思い出	弁護士　平野　義耀	(69)
中央大学生活の思い出	弁護士　島田　一彦	(72)
多摩校舎落成に思う	弁護士　篠原　由宏	(75)



關係諸規程

(78)

改正学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

改正中央大学学員会会則

財團法人白門奨学会寄附行為

中央大学法曹会会則・規定等

中央大学法曹会役員等名簿

会務報告

事

務

局

(105)

会報編集委員会委員長 赤坂正男(115)

編集後記

発刊によせて



中央大学法曹会幹事長 倉田雅充

中央大学法曹会が創立されたのは昭和二六年であるから、昭和五三年度は満二七周年に当ることになる。その後、本会も母校出身の法曹の増加につれて、今や二千人近くの会員を擁するに至り、誠に慶賀の至りである。それと同時に、学員会内の支部としても、有力な南甲俱楽部、国会白門会、体育会その他の支部と共に、母校を支える大きな柱となっていて、その責任の重且大なるを痛感する次第である。

本会は、年一回の定期総会の外、幹事会、常任幹事会により会務を運営し、更らに大学問題特別委員会、人事委員会、会報編集委員会、募金委員会、大学会館問題委員会を設置し、極めて熱心活発な活動をしている。私は五月二十五日の定期総会において、会員諸先生の御推挙により前幹事長入江正男先生の後を継ぎ、幹事長に選任されたが、甚だ浅学非才でその重責を全うし得るや、甚だ憂慮に堪えないものがある。しかし、幸にも極めて温厚練達な副幹事長及び事務局長以下のスタッフの御支援、御協力、更らに会員諸先生の御指導と御鞭撻を得ることができて、誠に感謝の至り、何とか大過なくその責務を果したいと存念している。

本年度は、六月二六日の全体幹事会において、本会の基本方針に関する件を審議し、従前通り財政の確立につい

ては引続いて努力すること、人事の適材適所主義については各ブロックの慎重審議を願うこと、中央大学における法学教育の改善すべき事項の具体的検討と推進を図ること、多摩移転に伴う諸問題の把握とこれに対処する具体策の検討、特に学員会館問題の管理、運営の具体的施策の検討「会報」「中大法曹第五号」の発刊等を議決された。そしてその後右各委員会は熱心に活動を開始し今日に至っている。

さて、母校中央大学は、多年の懸案であった多摩校舎が一昨年一一月完成し、昨年四月から法・経・商・文の四学部一、二、三年次生の授業が開始され、昭和五五年四月からは、文科系四学部の全授業が多摩校舎において実施される運びとなり、母校の発展、興隆の為、学員として誠に同慶の至りである。緑なす広大な多摩高地に、近代的総ゆる設備を施した巨大な白亜のキャンパスは、環境と言い、施設と言い誠に申し分のない、正に東洋一の校舎である。母校の校歌に「草のみどりに風薰る、丘に目映き白門を」とあるが、全く文字通りのものである。

また、多年熱心な審議が重ねられていた中央大学の憲法とも言うべき「学校法人中央大学基本規定」が成案を得て、理事会の審議を終え、七月一六日開催の評議員会において承認可決され、文部省当局の認可も与えられた。

茲において、わが中央大学法曹会としては、その使命である母校の興隆発展に寄与する最大の問題は、何と言つても司法試験合格者の増加と法学教育の充実を図ることで、大学問題特別委員会が大きな重責を担うことになったのである。

昭和五三年度の司法試験の成績を検討すると、辛じて第二位を保ち得たとしても、択一試験合格者七九六名に対し、論文試験合格者は僅か八七名である。その比率は一割一分に満たないので前年度の七九名よりは八名の増加を見たとは言え誠に残念である。本年度第一位の東京大学は択一試験合格者四〇二名に対し、論文試験合格者一〇三名で、その比率は二割五分強である。第三位の早稲田大学は、五〇五名に対し七三名で、その比率は一割四分強

である。本学が択一試験において、八〇〇名近い圧倒的多数の第一位を占めながら、論文試験において合格比率が余りにも低いことは、わが中央大学法曹会としても重大な関心事であり、その改善方途を充分検討し、推進する必要を痛感するものである。

元来、中央大学は法科の大学として発展興隆し今日に至っているものであり、その故をもって天下に高く評価されていたものである。それは単に司法試験合格者が多いと言うだけのことではない。合格すると否とに拘らず、官公庁においても、また実業界においても、中央大学出身者は眞面目である、法律に明るいと評価され重用されたことによるものである。つまり、法律について高いレベルの勉強を身につけていて、非常に役に立つということであった。

本年度の択一試験において、八〇〇名近い合格者を出したと言うことは、一応その水準にあると見て良いと思う。しかし、論文試験における合格率の低下は、種々の問題はあるうと思うが、まだ基礎的法律学の勉強が不足しているのではないか、また答案として文章に記述する表現力に欠けているのではないか、更に、極言すれば、答案の書き方を知らないのではないか、法律用語の適確な把握ができていないのではないかなどの諸点が考えられるのである。

本会では、昭和四九年以來司法試験合格者の減少傾向を憂え、三年前から、大学当局に意見を具申し、法職特別コースの設置を求め、わが会から新進氣鋭の三〇名に達する指導員を派遣し、ゼミを開講して、その指導に当つており、昨年も九月からこれを実施している。指導員の諸先生の犠牲たるや誠に大なるものがあり、誠に感謝に堪えない次第である。それと共に、大学当局においても此の点充分の理解により万全の配慮を願いたいと念願している。

本年度、右の指導員の諸先生と大学問題特別委員会との間で検討会を開催し、その感想を承ったところ、大方の

意見は学生諸君に熱意は充分認められたが、法律学の基礎的勉強が不足している、問題点の把握が不充分である。答案として文章に記述する表現力が全く足らない、法律用語の適確な理解ができておらず間違った使い方をするなどの批評がなされた。

要するに、基礎的な勉強が不足していることと、答案として記述する能力が極めて悪いということに尽きている。そこでこれらの点については、指導者の指導のみでは到底目的を達することができない。寧ろ大学における講義において、右の諸点を充分認識され、熱意をもって指導され、特に法律の勉強の仕方を最初から叩き込まれる必要があるということである。

母校中央大学は、多摩に最高の施設は出来たし、良い先生方に良い講義をして頂き、良い学生が真に自分で勉強する意欲を持ち、青春の情熱を傾注して勉強に専念するならば、必ず昭和四八年度の合格者一四七名に回復できるのみならず、天下に中央大学法科の名を高からしめることができるに違いないと確信する。

祝 辞

中央大学学員会会长 谷村唯一郎



『中大法曹』が本年度も、諸々の新しい企画のもとに益々内容を充実して発行されますことに對し、心から祝意を表する次第であります。と同時に、多忙な時間を割いて編集にたずさわっておられる方々の労苦に心から敬意を表する次第であります。

さて、ことしのわが母校の出来事といたしましては、何と申しましても「多摩移転」と「基本規定（寄附行為）改正」の二大問題であります。

「多摩移転」——その新装なった校舎の概要につきましては、ちょうど一年前の、あの盛大な多摩校舎落成記念祭、あるいは多摩校舎落成全国学員祝賀会に出席された会員が多数おられるし、その後見学に赴いた方も相当多数になると聞いておりますので、今、私がここで説明する必要はないと存じます。

計画段階において、由緒ある神田駿河台の地を離れて郊外に移転する母校に対し、一抹の淋しさと不安を抱いておられた方々も、日本一、否、東洋一とさえ言われる施設・設備を備えた新校舎の完成はたいへん感激し、いまや堂々と、母校の立派な新校舎を自慢して語る学員に変わったと言われております。二十七万学員が、母校の前途に

大いなる誇りと期待を持っていることは確かであります。

多少の危惧が残っていた、一部暴力学生による施設の不法占拠・破壊とか、あるいは所かまわづ貼りつけるビラの類によって新校舎が荒されるのでは……という事態も、ほとんどないとのことであります。これは、学生の側にも新校舎に対する愛着の精神が芽生えてきている証左であり、喜ばしい限りであります。

ところで言うまでもなく、徒に施設の充実を喜んでばかりいてはなりません。今後は「教学内容」の充実をはからなければなりません。施設と内容が整ってこそ、新校舎建設の意義が評価されるからであります。この点、目下、教職員、学生共々、それぞれの立場から内容の充実に意を注いでいる様子であり、十分期待しておりますが、学員会といたしましても必要な支援は十分いたしたいと存じます。そのためには、学員会の有力な支部であります法曹会の絶大なる協力を賜らなければなりません。

「基本規定の改正」は、検討委員会において九年の永い年月をかけて慎重審議をされた答申に基づくものであります。この答申に際しても、法曹会の有力な意見具申によったところが大であり、敬意と感謝の意を表したいと存じます。

数年後に、母校は創立百周年を迎えることになります。その時には押しも押されぬ私学の雄たる評価を得るよう、関係者全員が一致協力してゆかねばなりません。中大法曹会の益々の発展と会員諸兄のご健勝をお祈りし、あわせて母校のために一層のご協力を願ってやみません。

新 春 雜 感

—多摩移転してはじめての新春を迎えて—



中央大学学長 戸 田 修 三

本学が多摩丘陵の学び舎に移ってはじめての新春を迎へ、過ぎ去りし一年の慌しい時の流れを回想し、心静かに、本学の来し方、行く末を想い、そこから新たな希望と将来への活力を養うひとときをもちえましたことを、ありがたく思い、「新生中央大学」の黎明を迎えるまでの、学員各位から寄せられましたさまざまなご指導とご叱正に対し、感謝の気持ひとしおのものがあります。この心境は、あたかも、多摩の新校舎の眺望に抱かれた靈峰富士のすがすがしさにも似て、明るい希望と生き甲斐を感じさせるに十分であります。

新装成った多摩の校舎には、昨年四月の開校以来、青春の氣溢るる若き学徒が、真理の道をたずね、迸るエネルギーをスポーツにぶつけ、日々易ることなく喜々としてカレッジ・ライフを謳歌する姿がみられます。それは、わたくしが夢にまでみた学園の「理想像」にほど近いものであり、胸のときめきすらおぼえます。たとえば、駿河台校舎では、あの狭隘なキャンパスに二万数千人の学生を収容していましたために、人が歩けば人にあたるというような状況がみられましたが、多摩キャンパスの広大な広がりのなかで、学生は自由にキャチボールやテニスをしたり散策しながら冥想にふけったり、図書館や学研連・サークル棟で研鑽するなど実に伸び伸びした学生生活をエン

ジョイしております。講義の出席率も、むしろ、駿河台当時よりはよく、それに加えて、環境による学生の意識の変化が端的に現われて学問に対する関心も高まり、友人と語る機会も多く、サークル活動を活発にしようという雰囲気も醸成されてきました。その上、多摩キャンパスに来てからの学生の伸び伸びした気質の変化と温い人間関係（学内を歩いていく多くの学生から挨拶されたり、声をかけられることがしばしばである）とは、学生の大学に対する愛着と中大生であることの誇りをもつようになつたこととあいまつて、学内のこのような雰囲気を看過することができません。

しかし、わたくしたちは、これをもつて決して「吾が事成れり」とするものではありません。けだし、この素晴らしい施設や設備は、将来本学が飛躍するための条件整備の段階を意味するにとどまり、その研究、教育内容の充実をまつてはじめて、本学の多摩移転の眞の成果が評価されるからであります。本学が、文字通り、早・慶を抜いて、私学の雄として名実ともに社会的評価をかちとるためにには、この立派な施設や設備にマッチした教学内容の充実を促進しなければなりません。法学教育の在り方についての検討もその一環として進められ、昭和五十五年度実施に向けて、中大法曹会のご指導やご示唆を参考にしながら、カリキュラムの検討がなされております。そして、本学を、ひとり国内にとどまらず、国際的な視野で評価を高めていくための諸方策も併せて検討されております。

そのように、法学教育を含め時代に即応した研究・教育内容の充実と改善問題が喫緊の課題として教学に負荷されておりますが、とくに研究体制の問題として、研究所と大学院の整備・充実問題が柱となっております。研究所については、既設の三研究所に加え、四月から新設研究所（社会科学・人文科学・保健体育）が発足し、他の私学に例をみないほどの数多くの研究所が設置されて、その相互間に有機的な関連と緊密な連携をとりながら、学際的な研究を含め、総合研究所の実をあげることにより、本邦における研究センターとしての役割を果たすことが期待

されております。そして、これら研究・教育の成果は、国際交流計画の実施とあいまって、本学を国際的な学術・文化の中心的な存在たらしめるであろうと思います。

本年は、多摩校舎におけるはじめての入学試験の実施に伴う諸問題の処理、四月からの夜間部の多摩移転に関する問題点の解決、さらには理工学部の研究・教育条件改善・充実問題の一境としての校舎増築の実施など、山積する諸問題の応接にいとまのない、多忙ではあるが充実した一年であることが予想されます。これら学内の諸問題に対する直接の責任を担う者は、もとより理事者、教職員でありますのが、これを外から物・心両面にわたって支えてくださる学員の協力なくしては、本学がかかえている現下の重大な責務を完遂することは到底できません。その意味で、いやしくも大学を支えている構成員の一人であるという自覚に立つて、大学の管理・運営について、深い関心を寄せていただきたいと思います。そして、現在大学がかかえているもろもろの問題点を的確に把握し、問題の所在を十分に認識していただき、その上で、適切な批判と示唆を是非賜ることができれば幸甚です。

近年には珍らしく一点のかげりもない、穏やかな暖い日和に明け暮れた今年の新春は、経済不況やダグラス・グラマン事件など、ともすれば暗いイメージにさいなまれがちな人々の気持に、勇気と展望を与えてくれる天の恵みかもしだれません。

中大法曹会の発展と会員各位のご健勝を祈つてやみません。

(昭和五十四年一月十日)

原嘉道先生への追憶

最高裁判所判事 大塚 喜一郎



わたくしが司法試験に合格した昭和十年は、昨今と同じ就職難時代で、「大学は出たけれど……」という流行歌がちまたに流れていた。司法官試補（当時、判・検事登用の研修制度）に進むか、弁護士となるか、さんざん迷った末、後者のみちを選んだ。初任給七十五円の司法官試補を捨てて収入ゼロの弁護士になることは、わたくしにとっては冒険であり、けわしい人生航路の船出であった。

弁護士となるには、まず、一流の法律事務所で修業したいと考えたが、うしろだてのない一青年には、それは狭き門であった。そうした悩みの日々のなかで、わたくしに一つのひらめきが湧きあがった。それは当代第一の長老法曹であった、原嘉道先生に会ってお願いすることである。といつても、原先生は、当時、司法大臣から枢密院（旧憲法時代の天皇の諮問機関）入りして、副議長の頭職にあられたから、一介の書生っぽが、簡単に会うことは難しいことであった。当時の常識としては、有力者の紹介状がない青年のことだから、玄関払いをくらうぐらいが関のやまであったであろう。しかし、わたくしは考えた。玄関払いをくつても、何回も訪問をくりかえしていくば、なんとなるだろう……。少なくとも十回ぐらいは、原先生宅へ通つてやろう……。そう決心がつくと、大先輩の

体験談を伺いたいという趣旨の手紙を書き、最後に、「紹介状はありませんが、それに代えて中央大学の成績表を同封します。」とつけたした。これをポケットにいれて翌朝早々原先生邸に乗りこんだ。

原邸は、靖国神社近くの高台にあつた。今は、大きいビルが建ちならんでいて、往時を偲ぶべくもないが、当時、九段下から大村益次郎の銅像と石の大鳥居を望みながら、右へ曲ると、大名屋敷の跡とも思われる大邸宅が見えた。それが、原邸である。氣おいこんでいたわたくしも、その大きい門と広い前庭にたじろいた。が、ひるまず、つかつかと大玄関に進んで、ベルを押した。呼応して姿を現わした白いあご鬚（ひげ）の老人は、武家屋敷然とした大玄関に似つかわしい。それは、三太夫が「ドーレ……」といながら現われてくる時代映画そのままのシーンである。ところが、場違いの訪問者であるわたくしは、およそそのシーンにそぐわない。案内を乞う名せりふも浮ばず、かほそい声で「これを先生に……」といつて、用意した封筒を差しだすのがやっとであった。「しばらくお待ちを」と老三太夫（？）は、奥へさがつたまま、なかなか現われてこない。

こんなとき、待ちの時間は長く感じるものである。どうせ面会は断られるだろう。が、まだ第一回戦だ、断られても十回戦の裏まで頑張らなくちゃ……。ともすれば沈みがちな自分を激励していると、老三太夫氏が、しづしづと現われて「おあがり下さい。」という。思いがけない言葉に、瞬間、わが耳を疑つた。もじもじしているわたくしに「お会いになりますから……」と老人はいう。

玄関わきの大応接室は、和風ふすまと洋風ドアとの二重扉で仕切られている。古風な調度品の数々に気をのまれていると、原先生は、にこにこ顔で出てこられた。正直なところ、第一回線で大先輩に会えると思つてもいなかつたので、わたくしには、どう話をきりだすか、心構えができていなかつた。その気持を察してか、老先生曰く「ぼくの経験談は古いことで参考にならんだろう。」「それより、適当な法律事務所に紹介してやろうか。」。流

石に大法曹である。一青年の心のうちを読みとつての言葉に、「はっ、お願ひいたします。」と一言、頭をさげるばかりである。「誰に紹介してやろうか。」そう親切にいわれても、そんなことまでは全然考えていなかつた。が、中大の先輩の堀江専一郎先生（当時、前年度の一弁会長）のことが、頭に浮かんだので、そのことをいうと、「そう、よしよし、堀江君だなア」といつて、奥へひっこまれた。ほっとして、テーブルの前に出されていた紅茶を飲んだが、それはもう冷たくなつていた。（緊張のあまり大先生の前で温い紅茶に手が出なかつたのである。）。

かくして、わたくしは、原先生の推薦によつて、弁護士修業の第一歩を堀江事務所でスタートすることができた。後日わかつたことであるが、一弁初代会長が原先生で、堀江先生は、そのもとで副会長を務められた間柄であった。偶然とはいゝ、わたくしにはラッキーなスタートであった。

堀江事務所では、数人の先輩弁護士がいて、その末席のものは無報酬であった。これは、親のすねをかじれないわたくしには、計算外であつた。そうしたわたくしの心情を察してか、ある先輩弁護士は「大家の事務所で、最初から報酬を貰うなんてとんでもない。」「教えて貰うのだから授業料を出さないことが有難いと思え」という。當時よく、イギリスのバリスター修業を例にとって「弁護士は十年間砂をかんで生活する」ということがいわれたが、それは、英法専攻の堀江先生の法曹教育の指針でもあつた。（昭和十一年施行の弁護士修習制度が無報酬ではじまつたのもその影響であろう。）しかし、無収入のわたくしは、無報酬生活が長く続くわけがない。半年ほど我慢していたが、またまた、あつかましくも原先生の門をたたいて、その実情をお話した。するとその翌日堀江先生から呼びだされて、「来月から月給二十円をやる」といい渡された。原先生が電話して下さつた、ということである。

あれから、戦中戦後の激動時代をはさんで、四十数年の歳月が過ぎた。現在、最高裁のわたくしの執務室には、

原嘉道先生筆「正而信」の額を掲げている。「昭和十八年秋、大塚君囑」と為め書きまでしてある。わたくしは、この扁額を見るたびに、若かりし日の大先輩との出合いとその思いやりに感謝しないではいられない。

(昭五四・一・五)



特集 中央大学生活の思い出



思　い　出

学校法人中央大学理事長

渋谷健一

私が中央大学に入学したのは大正十一年四月である。本学を志望したのは、講師に有名な先生が多く、通学の便が良かつたことである。私は経済を専攻したかったが、甲種商業学校出身で、入学の条件が商学科だけにしかみとめられなかつたので、専門部の商学科に入學し、大正十二年四月学則が変わり、希望の経済学科に転科したのである。

私が入学した当時は神田区錦町二丁目に校舎があり、この校舎は、明治十八年七月に創立されて以来、明治二十五年の神田の大火、そして大正六年の失火によつて焼失し、三たび再築された校舎と聞いている。校舎は鉄筋コンクリート造で、当時私大としては立派なものであった。

この錦町校舎で学究にはげんだ多くの先輩、同輩の方々が、今日、政界・法曹会・財界等で、大活躍しておられるることは誠に喜ばしく、同窓の誇りである。

経済学科に転科して半年、未だ学友とも馴じまぬ大正十二年九月に、関東大震災にあい校舎は全焼し、大学は応急修理のため十月末まで、全学休講となつた。漸く修復なつた校舎で授業がはじめられたが、嚴冬の頃は、教室に

暖房もなく、冷えきった教室での授業は誠につらいものであった。

私は在学中より富士製紙株式会社に職を得て、大正十四年三月卒業と同時に、正社員として採用せられ、実業界に身を処することとなつたのである。その後富士製紙は王子製紙と合併し、王子製紙に移つたのであるが、戦後、王子製紙が財閥解体により、さらに三社に分割され、昭和二十四年、その第二会社の一つである十条製紙の経理部長となり、次いで取締役、副社長を経て昭和四十四年五月社長となり、昭和五十一年五月以来取締役会長の職にある。他方実業界での学員の集りである白門実業同志会が改組せられるにあたり、発起人の一人として、南甲俱楽部の創立にあたり、多くの同学の知己を得た。さらに大正十四年同期の卒業生の集りである十四会に入会し、中央大学入学以来はじめて同期の誼みを知つた次第である。学生時代に今日のように多くの学友があつたならば、忘れ得ぬ思い出も残つてゐることであろう。

しかし、私は近年学員会の各地支部総会に、招かれて出席する機会が多くなつたが、古い学員と初めての対面にも、何故か旧友のような親しみを覚えるのである。

さて私の学生時代の思い出は、人に語るほどのものもないが、今日、母校の理事長となって、百年の大計をかけた大学移転という大事業にあたることは、夢想だにしなかつたことで、幸い学員各位の援助のお蔭で大任を果たすことができたことは、私にとって生涯の思い出である。

神田区錦町、神田区甲賀町(駿河台)、そして八王子市東中野と本学が移転をするたびに、飛躍的発展をとげて來たが、この蔭には歴代の経営者の献心的な努力を忘れることができない。

私は八王子の広大なキャンパスに立つ時、これら故人の偉大な功績に対し、深く感謝するとともに、今まで本学に寄せられた全国学員のご支援ご協力に対し、重ねて心から感謝申し上げる次第である。

錦町時代の思い出



弁護士 岡 義順

中央大学が、今回多摩移転となり、威容を整え誠に慶賀に堪えず、下つて私のその昔入学から卒業までの概況は左の通りです。

私は大正四年四月、当時神田錦町にあった、中央大学に入学しました。然し当時の大学は、正規の大学生は極めて少なく、大部分は苦学生と云われる学生であった。これは帝大（今の東大）を除き他の大学共通の慣例であった。而もこの人達が現在大をなしているのは、誠に奇といふべきである。又一面大学の教授先生は当時全部といつてよい程昼間は役人として官庁に勤め夜間に余暇をもつて私立大学の生徒に講義を教授する先生であった。これが後世いろいろの問題となり現在は官庁の役職と私学の教職と两者兼任は出来なくなつたと聞くのである。その諸先生のうち、私の記憶に残る人は憲法の天皇主権説上杉慎吉先生これに対抗したのが天皇機関説の美濃部達吉先生で両説の争いは学生間の賑わいとなつたばかりか遂にに政治問題にまで発展したのである。次に刑法学説は当時新派・旧派・折衷説とあり新派の牧野英一先生に対し旧派の大場茂馬先生が論説を激しく戦わしたが私達は中大出の大場先生の講義に心服していた。が進学するうちに他の先生が折衷説を唱へるので、これに片寄るに至った。大学は

之等種々の学説を対抗させて學問の發展に寄与せんとの深い意があったのである。私の当時の先生を想起すると、法学通論を金森徳次郎（後に敗戦日本につき米国と交渉した大人物）民法總則嘉山先生物權法飯島先生債權法須賀喜三郎先生親族法奥田義人先生（大学々長）親族法地裁所長牧野菊之助以上は一年生担当。相続法島田、民事訴訟法前田直之助、國際法中村進午、商法片山義勝、担保物權三瀧信三、債權各論末弘巖太郎、社會經濟學馬場鎌一の諸先生でこれら先生は私の記憶ある先生で、而も金森徳次郎馬場鎌一両先生は学者というより大政治家である。

私の同僚で今記憶にある人々は弁護士代議士参与官（故）手代木隆吉弁護士、（故）金沢善一、大分弁護士会長（故）後藤久馬一弁護士、（故）中川十一郎弁護士、（故）時田至弁護士、（故）野尻収弁護士日弁連理事、（故）田中操、元高裁判裁判長で弁護士（故）坂井改造、弁護士から会社重役になつた竹村熊四郎、各種会社重役（故）中西賢三、鉄道会社重役（故）鳥居菊造、弁理士（故）佐藤善助の諸氏。目下活躍中の人士では飯野海運社長並に中大理事侯野健輔、中大教授関野唯一、会社重役兼本学理事内山仁、佐賀高等学校長本学理事香田広一、弁護士柴田広吉、同森時宣、同元判事鈴木清函氏等である。が見落は平に容赦乞う。

さて本学の錦町校舎は、大正六年六月校舎東北隅から火を発し木造のため講堂校舎共に焼失してしまい中でも奥田記念のビルクマイヤー文庫の焼失は学会でも痛惜せられたものである。この混乱に加えて敬愛する奥田義人先生が、この年八月病を得て逝去せられる悲運に遭つた。そこで後任に岡野敬次郎先生が選ばれた。

私達生徒は学ぶべき校舎が焼失してないため、當時空家となつていた九段の近衛師団の馬小屋を借りて之を教室となし、授業をうけることになったが、その時は秋の頃で、程なく冬となり当時は、暖房などいうものは全都になく、火鉢すら生徒に使用さすものは無い時代であったので、先生だけが小さい金玉火鉢にしゃがみ授業するので生徒は多く欠席する仕末であった。

やがて大正七年三月の卒業となつた。

その卒業式もこの馬小屋で挙行され、卒業証書を新総長岡野敬次郎先生から授与された。

それは大変大きな美事なものであつたが、それを私は家の改造新築等のため紛失して見当らぬので誠に残念に堪えぬ。他の種々な感謝状や記念状又弁護士試験合格証等皆存在するに卒業証書だけが見当らぬ。

次に中央大学錦町時代は私等の生徒時代を以つて終りを告げ、今度は鉄骨又は煉瓦造りの堅固なる建物の駿河台時代に移行して発展し、これが更に世界にも誇り得る多摩の一大建築物が出来のびのびと学業にいそしむ生徒諸君を思うとき誠に今昔の感に堪えぬ次第である。

錦町時代



弁護士 清水繁一

私は大正八年七月六日に中央大学専門部法科を卒業したことになっている。

「七月六日に卒業したことになっている」というのは、他の大学と同様に、在来予科以外は毎年九月開講翌年六月終講ということになっていたのであるが、あの年は近く施行される大学令にマッチさせる為に四月開講、翌年三月終講に切り替えるとかで、私どもの卒業試験も繰り上げて、その年三月中に全部終了し、その月中に合否の発表もあり、翌月から登校不要、多分月謝も納めなくてよいことになったと思う。だから実際は大正八年三月の卒業とも言へるが、それでは修学三年の期間に満たないので卒業証書の日附や卒業式を七月六日にしたのではないかと思う。或は卒業式の際そんな点について聞けたかも知れないが、私はその年の五、六月頃と思うが次のような経過で既に鉄道省に就職していた為か、卒業式には欠席し、後日事務局へ行って、大袈裟に言えば畳半畳程もあるうかと思われる大きな卒業証書（先生方の氏名がズラリ列記してあった）を貰ってきた。郷里の戦災で焼失させたのを残念に思っている。

卒業試験も済み登校不要になつた五、六月頃だったか、何かの用事で学校へ行つたとき偶々事務局前に「鉄道省

「就職希望者は申出よ」という趣旨の掲示を見た私は、どうせどこかへ就職するつもりでいたので、直ぐその旨事務局へ申出たところ、あの有名な佐藤正之幹事に引見され、佐藤さんが名刺か紙片かに簡単な紹介文を書いて、これを持つて行けと指示された。その紹介先は鉄道省工務局系統の庶務課長で中大在学中から佐藤さんと友人関係である砂田という方だった。私はその日が翌日かに鉄道省に行き砂田さんに会って紹介状を出したところ二、三質問をされた上、今すぐ鉄道病院へ行つて体格検査を受けて来いとのこと、私は健康上他にどこも心配はなかつたが、視力が逆ても弱く検査を受ければ不合格になる恐れが多分にあったのでその旨を述べて、検査を受けなければならぬのなら就職願を撤回しますと言つたところ、砂田さんが色をなして「官庁で職員を採用するのに体格検査するのは当たり前だ、御成門の鉄道病院までの電車賃と診断書料の四、五十銭がない訳でもあるまい、それとも君は素見しに来たのか」と叱られ、渋々検査を受けて砂田さんのところへ持つて帰つたところ「それ見ろ、視力も、直接運転業務に關係なれば乙種合格とする、とあるではないか、ところで判こを持って來たか」と聞かれ、何にするのですと聞いたところ「今日から出勤簿に捺印するのだ」と言われて、さすがに学生上りで世間知らずの私も余りの簡単さに全く驚いてしまつた。

そして私はその翌日から大正十三年八月に弁護士登録をするまでの約五年間、はじめ二年位は雇として、その後は鉄道属ということで主として鉄道用地買収の仕事をしていた。

命題の「錦町時代」とは錦町校舎在学中のことであるべきなのに卒業直後の就職のいきさつを長々と書き並べたのは、如何に第一次世界大戦後の一時的好景気時代であったとはいえ、私の場合、右の如くウソのように簡単に就職できたのに、その後多少の浮き沈みはあつたものの徐々に就職が困難になり、この頃では大学機構の中に卒業生の就職斡旋をする専門の係りまで出来て居るとか、全く今昔の感に堪えず、つい筆が走つたわけである。

ところで肝心の在学時代の思い出を辿つて見ると、まことに茫々漠々、これと言つて特記することが何一つなくお恥ずかしい次第であるが強いて並べれば次の様なものかしら。

一、試験の発表

学年試験（卒業試験も同様）は試験終了後事務局窓口の上部のところだったと思うが、大きな用紙に成績順に氏名の上に平均得点を示して、ズラリ掲示された。

八十点以上は数人に過ぎず、七十点代の上位から下位になるに従い徐々に数を増し、過半数の六十点代で締めき合つており、私などはその内でも賑やかな仲間の一人だったと思う。

だが卒業試験の時は私に一寸変化があった。というのは三学年のとき民訴だか破産法だったかの先生が講義の際ある事案に関してドイツの大審院判例を詳細に、言渡しの年月日まで紹介されたことがあったが、どうしたことか全く不思議にも私はその講義の内容を極めて詳細に、極言すれば、先生の口調の「てにをは」までも諳んじていたのであるが、その民訴（或は破産法？）の卒業試験の際、試験場でバラリと開かれた試験問題を見たところ何とその問題が前記講義内容ソックリのものであるばかりか、通例は二問づつ出さるべき問題がその一問だけだったではない。か私は思わず北叟えむと共に、ともするとマザマザ記憶に残っている先生の口調になるのを、表現を変えて書くのに困った程であったが、これで自分なりには相当点数を稼いだつもりであり、又その他の科目も卒業試験ということもあり多少の緊張感もあって、たとえ下位であつても七十点代には辯りこめたように思つてゐる。

二、馬小屋教室

大正六年六、七月頃校舎が全焼したので大学では当時の大蔵省の附近、神田橋を丸の内側へ入った右奥のところ

にあつた騎兵聯隊跡を借りて、その營舎を改造したか或は臨時校舎を建てたかして、そこで小一年位講義があつたが、その模様はどんなどたか忘れた。しかし時々どこからともなく馬糞の匂いが漂つてきて弱つたことや、昼めしを食べに行こうにもその頃でもあの附近には食べ物店はなく弱つたこともボンヤリ覚えているがさりとて弁当を用意して行つた記憶もなくどうしていたことやら。只一つ記憶に残つていることは、あの有名な新進学者の末弘巖太郎先生の講義が聞けると喜こんだのも束の間、二三度出講されただけで先生は東大から外遊されて夫れきりになつて了つてガッカリしたことが思い出される。

三、先に述べたように大正八年三月で実質的に卒業ということになったので記念写真帳を作ることになった。他の科は知らず、法科は大学部、専門部とがいずれも相当多数になるので別々に作ることになったように記憶しているが、専門部には制服を持たぬ者もいたが、記念写真はなるべく制服で撮ることが望ましいとのことから、私ら中肉中背の者三、四名と大型小型取り交ぜ數着分が徵發されて撮影期間中写真屋に預けられていたことを覚えている。その写真帳も今は焼けて無い。

右のように卒業記念写真帳は部別科別に作られたが、卒業数年後に故江川六兵衛君らの斡旋で大正八年の卒業生で組成された八年会のメンバーには法、経、商全部が網羅されており、升本、片山、須磨（外交）、瓦林（九電）、大川（東映）、小林（神戸銀行）その他江川他多数の在朝野法曹、実業人諸君も名を列ねて数年前までは相当活躍していたが、江川君没後は適當な世話役も現われず又皆相当高令に達して思うに任せず茲のところ休眠状態に陥っていることは心淋しい限りである。

四、「諸君が、もし神楽坂あたりを散歩して外堀端へ出たところで渴を覚えフト見ると甘酒屋という大看板を目にして丁度好しと暖簾を排して中へ這入つたとき諸君は何を見るか、金色の大釜でもなければ、赤前垂れに小盆を

持つた少女でもない。白雲頭の小僧が二、三人も並んでいて、呉服物はどんなもので御座いましょうかと言われてヘドモドするであろう」と学生を笑わされたことがある。

これは後に大審院部長としても令名のあった須賀喜三郎判事が、商号は必ずしもその業態に合つたものでなくとも差支えないことを説明された時の諸謹であるが、須賀先生は好んで「それ然り、豈にそれ然らんや」という言葉を極めて自然に軽く使って、似て非なるものとの区別をいとも明快に説明されていた。

自分の担当科目を原稿に従つてスラスラと、それもノートするのに困る程の速度で朗読口調で講述して、終ればサッサと引揚げて行く先生と比較して、どれだけ頼もしく、有り難く感じたことであったか。

以上 53・11・31
記

思 い 出

弁護士 金子文六



中央大学は、明治三八年、東京法学院大学から中央大学と校名を改めたが、この時は明治三六年の専門学校令による大学であった。そして大正九年に、大学令の改正があり、その年からこの新大学による大学に発展し当時の帝國大学と同格の法・経・商の三学部を擁する大学となり卒業生は「学士」と称せられることになった。私は、この新生大学の第二回生で、昭和二年の三月卒業しその年の五月司法官試補となつた。司法官試補を拝命した時試補一同に訓辞をされたのが当時司法次官をしておられた林頼三郎先生で、先生が中大の大先輩であることにひそかに誇りを感じていたことをおぼえている。

この夏久しぶりに田舎の蔵の中を整理していたところ、中大予科卒業時の写真帖がでてきた。それによると予科生が三六名、三九名、四一名、四三名と四組に別れ合計で一五九名、それに予科長の堀竹雄先生を始め、先生が二〇名、およそ学生八人に先生一人、これは現在の大学設置基準からいっても驚くべき教員数で教学の充実ぶりは大変なものであった。堀予科長が長髪の学生をつかまえて学校の地下にあった理髪店へ連れて行って坊主刈りにさせその料金を自分で払っていたり、あるいは料金を渡して坊主刈りを命じていたことは有名であるが、親身も及ば

ぬ愛情のこもった人造りに学生一同感銘していた。徹底的な人間教育ができたのも学生数が少く教育が行きどおり、いたからであった。懐しい思い出はいろいろあるが、中でも体操をするために九段の近衛連隊の練兵場へ行ったり、クラスで懇親のための茶話会をやると学校から駄菓子が出たことがあつたりしたことは忘れられない。また、夜間の授業にみえられる先生方に学校から夕食が出たり、盆暮になると佐藤正之常任理事が先生方の自宅を訪れて労をねぎらわれ、先生方の家族の動静についても佐藤理事がいちばん詳しかったときいている。中大が質実剛健の他に家族的情味を校風としていたのはまさにこのことを指すのであろう。

ところで、予科の卒業写真は、学校の正面入口、図書館、理事、先生方の写真が二枚に、また学生が組別にならんで四枚にそれぞれ収められ、これが綴られている。しかも、ならんで写している写真はすべて図書館の前で撮られている。この図書館は大正一二年九月の関東大震災で、その周辺はもちろん当時の東京市内の殆んどが灰燼に帰したのに完全に焼け残った防火構造の建物で、中央大学が過去に二度までも火災で貴重な蔵書を焼失した苦い経験にかんがみ阿部建築事務所に特別に設計を依頼して建築した完全な防火構造の自慢の三階建の建物であった。当時の中大は神田錦町（現在の電機大学のところ）にあつたが、焼け野が原の中に屹然とそびえ立っていたこの図書館は、まことに偉容で遠くから見えていた。

とまれ、当時の中大予科は狭いキャンバスの中に堀予科長を頂点とする塾のようにまとまっていた。そうして、教師も学生も一つに溶けあつた楽しくしかも規律正しい学園であった。

想い出



弁護士 池田門太

私は昭和元年中大二学期の編入試験に合格したが、病氣の為め改めて翌二年中大に再入学した。当時の学校は錦町より移転後の新築校舎で、駿河台では目をみはる立派さで威容あるものであった。入学時より卒業迄の教授陣を想い出すまま、ピックアップすると、刑法、刑訴林頼三郎、草野、吉田、飯塚、法学通論天野徳也、民法西川、斎藤直一（裁判官）長島毅（大審院長）黒崎定三（東大銀時計法制局長官）親族、相続は吉田久、島田鉄吉（大審院判事）商法片山義勝、保険法三浦博士、憲法金森徳次郎（憲法起草委員）行政、破産法阿部文次郎（行政裁判官）、法哲学柴田甲四郎（学長）心理学、宗教小林一郎、国際法、佐々野、河辺久雄、経済学道家齊一郎（敬称略）當時、社会的著名の錚々たる教授陣であった。学長は馬場（大審院部長判事）法博林、同原嘉道の各先生。

私の入学した中大専門部には、昼間部がなく、夜間部で親の仕送りを受けていた学生は昼間は、図書館、或は昼間の法学部の講義に出席していた。二重に法律の講義を受けていた関係であろうか、昭和五年卒業と同時に高等試験司法科に合格者が多く、私は昭和七年の合格であるが卒業後二、三年にして司法、行政の合格者約三〇名近くその栄冠に輝き学校当局者も当時驚いていた。昔も現在もそうであらうが、中大と言えば法科という観念が、社会一

般につちかわれていた。と同時に中大の「質実剛健」という校風が同様に社会に知られていた。科が違うが私の入学当時、予科長に堀教授（学習院より移籍）がおられ校風に則り、予科生全部を坊主頭にした想い出がある。

入学時より卒業時に至る教授と生徒間の関係は、文字通り師弟であり、智、徳、体の各育の場であった。私と法博林頼三郎先生とは郷里（埼玉県）を同じくし、先生の実兄三輪先生が私の郷里本庄市小学校の校長であった。そのため学生時代は勿論卒業後も牛込南町の先生宅に屢々参上し、先生と一緒にフロに入り、背中を流し、又は将棋の相手をつとめた。先生の雅号が梅堂というので、「梅堂会」という会が発足し永い間、会合旅行が繰りかえされた。先生が私に一ふくの軸を書いて下さった。

千術、万策一誠にしかず

何年か前、御子息の裕君と梅堂会員数名と、埼玉県の熊谷寺の先生のお墓参りをして、昔をしのんだ。話しあ別になるが吾々の卒業時に或る教授は社会人として、一步をふみ出した生徒の門出を祝うため、色街の白山に多数招待して下さった。かた苦しさを抜きにした粹なもてなしに、生徒は皆、齊しく感激した。現在の学校の状況を考えるとき、時勢の流れというが、全く、かくせいの感がある。

入学当時の月謝は、僅か金三円で事務局は旧校舎二号館の南玄関左側で、中大創立者山田喜之助先生の御子息が、局長だったと記憶している。高文受験当時、私は九段坂より飯田橋寄りに下宿したり、或は本郷元町にいたり、そこを拠点として中大図書館、駿河台図書館、九段下の大橋図書館、日比谷、上野の各図書館に通った。図書館のヒル休みは屋上の広場で、志を同じくした法学生と激しく法律論義をたたかわしたが、これが高文合格の一助ともなったようだ。次に、

「学生と質屋」この組合せは、齊しく奇異感を抱くであろうが、苦学生であつた私は随分とこの質屋通いをした。

最初は、質札一枚であったのが信用度と利用度とが高まるに従い、一冊の部厚い通帳に昇格した。昔から医学と法律本は高価といわれ、その購入資金には並々ならぬ苦労をした。亡き母のヘソクリを大分、頂戴しこのヘソクリによつて購入した本に「母の記念」と署し高文合格へと努力を重ねた。さて質屋に戻るが、民法、刑法等の総論を読み終ると質屋の蔵に眠つていたなつかしさの各論と入れ替えをする。ときには、教授の口述による筆記ノートも質草となり金三円の評価を受けた。私の昭和七年高文合格を官報で知った質屋のおやじより、合格祝をするから是非共、御来店を乞うという通知を私は受けた。早速に参上すると立派なたべなれない食事の御馳走になり、加えて自分の件に勉強方法を教えてやってくれといわれた。流石は学生街を控えた質屋の考想だと感心し辞去した。質屋について、なお想い出したことは、高文の口述試験で、刑法二四二条の自己の財物と雖も他人の占有に属し、についてその具体例を現在の小野博士、故草野博士より質問を受けた。突さに考えついたのが、質屋で、入質物は自己の財物であるが、その占有は質屋にある、これを盗めば前記の罰条に触れると答えた。その時両博士よりホメラレタ。其他の答弁もよかつたのか、合格点六〇点のところ六五点を獲得した。鼻もちならぬ自慢話になるが、合格順位を司法省（法務省）の友人に調査して戴いたところ、二〇番前後だと知らされた。学生時代、困ったことが一つあつた。それは本郷の下宿屋近くは、南豆虫が横行し、（主に夜中）これに刺されると皮膚が赤くはれあがり、かくと化濃の虞れもあつた。私の在学時代の流行歌は「影をしたいて」「ニコライ堂の鐘」「紅屋の娘」「籠の鳥」エトセトラ。仲間と揃つて朴歎の音も高く放歌し歩いた。活動写真（映画）は断然バンツマ、次に河部五郎、栗島すみ子、岩田祐吉（船頭小唄）当時十何歳かの水の江ターキーが男装の麗人として、評判高く浅草で「ベラフランカ」を演じて、吾々学生の憧れの的だつた。

大きい声では言えぬが、吾々の青春時代は売春防止法がなく、当時俗に「公衆便所」といわれた遊廓が市内の隨

所に散在していた。筆頭が吉原、次で新宿、品川、板橋、洲崎、格の下った赤線が、玉の井、亀戸等にあった。時間制で遊廓が一円五十銭、泊りが約三円、赤線がショートタイムで五十銭。この価額は当時フロ銭が五銭、市電が七銭大工の手間賃が一日約五、六十銭位、で吾々の遊びも相当の負担であった。私の家庭教師のアルバイト料が屢々この方面に横すべりをした。先般、中国の壁新聞に、中国として始めての「性的解放」の必要が叫ばれたという。人間によりて、人間が縛られている法以前のこの矛盾した重大問題について、考えるとき吾々老人として、現代の青年に対し心から同情の念を禁じ得ない。

さて先日、永年の知己である教科書事件の家永三郎氏と会見の要あり、十数年ぶりに旧校に赴いた。二号館南玄関に植樹された小さな樹木が見上るよう空に突き上っていた。五十年を経た星霜のあらわれである。右側の図書館の大時計が永年の風雪にたえてきて、大分くたびれてきたとみえ、正午なのに、午後二時を指して止まっていた。その昔、地下食堂で朝メシ八銭、ヒルヨル各十五銭で過したところが全部閉鎖され、向側に映画研究会、演劇研究会の表示があり、僅に辞達学会の看板が目にふれ、懐しく昔を想いだした。当時の先達者故弁護士大井静雄同大森詮夫両氏のことである。中庭に入り左側を眺めたとき昭和の始め頃、大先輩の故花井卓蔵先生が和服姿で講堂の窓口から表の方に身を乗りだしていた英姿が目に浮んできた。又、私の卒業式には中大出身の文部大臣田中隆三氏の祝辞が私の頭をかすめた。

中大入学より半世紀を経た。当時の友人の大半が幽明を異にした。生き残りの友人も皆な、七十の坂を越え孫を相手に目を細めている。これもあれも、みな夢物語りである。

昭和初期の思い出

弁護士 堂野達也



私が本学に入学した当時の校舎は、未だ神田錦町、現在の電機大学の処に在った。記憶では、本校舎は三階建で、二階、三階は三、四百名位を収容できる大教室で、予科一年生三百五十名位がこの教室で講義を受けた。私は入学してから、自分の多少内向的な性格を鍛練しようという考えから弁論部（他大学では弁論部、雄弁会と称していたが本学では辞達学会と称した。これは花井卓蔵博士が論語の「辞達而已矣」から名付けられたとして有名であった。）に入学すべく予科の弁論演習に参加した。当時、正午から一時間の昼休み時間を利用して弁論の演習を試みる正午会というのがあった。これが予科の弁論演習機関であった。昼食時間になると、大教室の教壇を演壇として五分間演説を試みるのである。初めは弁当持参の学生が十数人弁当を食べながら耳を傾ける程度であるが、飛入り勝手で、政治、経済、文学、人生と、これまた勝手な演題で熱弁を振うのである。壇上で弁士が大声を発して悲憤慷慨すれば、期せずして壇下から叱咤激励の声援もあれば、寸鉄人を刺す弥次もとび、弥次り倒されるものも出て高調する時には大教室も結構満員になったものである。昭和二年の新学期から駿河台校舎に移って予科は一クラス五十人として一大教室で授業を受けることとなつて、正午会も従前のように頻繁に開かれなかつたが、合同講義のための大講堂があ

つたので、これを利用して続けられた。毎年春の新入生歓迎演説大会、秋の全国大学高専弁論大会、その他各大学の弁論大会への弁士派遣等辞達学会活動も可成り活発であった。私も第二早稲田高等学院、その他数校の弁論大会に出席した。神戸商科大学（現神戸大学）で「労働組合法案を論ず」という演題で政府の同法案を強く批判したのであったが、その後その演説内容が穩当でなかつたとして、その筋から学校当局に注意があつたことを、当時の庶務課長（？）若林勝太郎先生から話された。そんな学生々活の中での酒が強くなり、當時流行しだした麻雀を覚え、ヘボ暮も多少上達した。

予科生活で忘ることのできないのは予科長堀竹雄先生のことである。先生はロシヤ史を専攻せられた歴史学者で、西洋史の講座をも担当せられていた。學習院から本学に来られ、大正末期から昭和七年頃まで予科長として直接学生の指導、育成に当たられた。先生は有名な喧し屋で、予科生の断髪もバリカンを持って追いかける先生のお蔭で守られたようなものであった。先生は辞達学会の学生には個別的には勿論、ところかまわず演説ばかりしていってはろくな者にはならない。しっかり勉強しようと顔さえ見れば叱正されるので閉口した。ところが昭和二年に富田喜作（一弁）、阿部民次、谷村直雄（一弁）、昭和三年伊藤五郎（横浜）、昭和四年大森詮夫、佐藤利雄（東弁）ら辞達学会の活動分子が陸続と毎年司法試験に合格するのを見られてから、演説を止めろという言葉がだんだん柔くなつたことを思い出すと、先生の喧しい言葉の中にあつた暖いものを今更の如く感じて懐しい。後日物語りになるが、昭和七年頃先生が予科長を辞められてから、辞達学会O・Bが中心となって毎年十月十日先生を囲んで「十日会」を開いたことも大きな思い出である。

しかし、他面から顧みれば、昭和初期はわが国の混乱時代で、日本経済は不況のどん底にあつた。昭和二年の金融恐慌、モラトリアルムが布かれ、工場閉鎖、労働者の首切り、賃金値下げは官公吏にも及んだ。失業者は巷にみち

て「大学は出たけれども」という本が売れ、「娘身売りの場合は云々」いう貼紙が東北の農村役場に掲示されたといわれるのもこの頃であった。当時の学生演説もこの社会情勢を反映して次第に尖鋭化して行つた。学内における弁論は学校当局の干渉を受け、学外の演説会では弁士注意、中止で、会は解散を命ぜられ、学生が検束される問題が頻発した。そこで、各大学弁論部で組織する関東学生雄弁連盟がこの弾圧と闘うべく立ち上つた。昭和三年十二月一日の本郷仏教青年会館での第一次暴圧反対学生演説大会、昭和四年一月二十日第二次暴圧反対演説大会が上野自治会館で開かれた。何れも千名に近い聴衆を集めて開かれたが、弁士は中止され、演説会は解散を命ぜられて散会し、後は盛大なデモ行進が行われた。

さてそこで、勉強の方だが、予科では専ら教養科目が主で、特に外国語が重視された。英語を撰択したのだが不勉強のせいか語学の力は余りつかなかつた。しかし、相当熱心にやつたことは今でも広井、新津、阿久津、須田等英語の諸先生の名は忘れていないことだ。中央大学法学部に入ったのだから目指すは司法試験であつたし、辞達学会の先輩が軽く合格するのも刺激となつたが、容易に学生運動からは手が引けなかつた。

法学部に進んで美濃部達吉先生の行政法(?)、穂積先生の民法総則、草野先生の刑事演習、英法では土方寧先生のプロパティー(不動産法)、堀江先生のコントラクト(契約法)の各講義を受けた。美濃部先生が手ぶらで教室に入られ、天の一角を見上げられたままの姿勢で、多少早口で述べられる講義の一字一句が、先生の著書の記載と全く違つていなかつたのに驚いたと同時に、これでは自宅で本を読んだ方が早いと考え、講義に出るのを中止した。刑事演習では愚論を述べたのか、満座の中で草野先生に強くやられたのを記憶する。紙数を超過したのでこの程度で欄筆するが、過去を懷しむような齢になつて、転た感懷ありか。妄言多謝。

昭和初期の中大生活の思い出

弁護士 松井 宣



私の中大生活は、昭和五年四月（一九三〇）専門部法科への入学に始まり、昭和十一年三月法学部英法科卒に終つた。すべて原嘉道先生の学長時代であった。昭和五年は世界大恐慌の余波が日本経済を恐慌におとし入れた年で、年初に金輸出解禁があり四月にロンドン海軍々縮条約が調印され政局は次第に混乱し、十一月に浜口首相が東京駅頭で狙撃された。又推定失業者は三十六万人とも言われ、巷には「大学は出たけれど」という言葉が氾濫していた。こえて六年には満州事変が勃発、東北・北海道の農村は大飢饉に見舞われ人身売買のよぎない事態が報道された。アルバイト学生であつた私共さえたまりかね中大学生有志として広小路等の街頭募金により救援金を送つた。七年には上海事変が勃発し、満州国が独立した。前藏相井上準之助氏、三井合名の団琢磨氏が暗殺され、犬飼毅首相が殺された。昭和八年の一月、学年末試験の頃であつたと記憶するが、湯島三組町に下宿していた私は、上野松坂屋へ買物に出かけ湯島天神の方へ向つて電車通りでない路を帰つて来ると昌平通りへ出る一步手前で突如黒いオーバーの男三人に囲まれた。与太者かと思つてハッとするが、彼等は警視庁の者が君に似た男を探しているという。私は街路上のことなので、天神下の交番へきて貰い度いと誘導した。すると彼等は私の上着のポケットの中を調べ

学生証入れの裏に入れてあつた黒紋付を着た私の老父の写真を見て、声を高めて「これは伊東（巳代治）伯の写真ではないか」という、私は「とんでもない、私の田舎の父の写真です、よく見て貰い度い、私が何か怪しいものかどうかはこの上の私の下宿へ来て調べて貰つても結構だ」と釈明するとマジマジと写真を見ていて、疑いが晴れたのか帰つて好いといった。右翼横行の時代で中央大学の隣りには西園寺邸があり、政治家の暗殺が続いていたので穩健な私まで誰かと似ていると特高に疑われたのであらうが、追われていたのが誰かは不明であった。この年、京大に滝川事件が起り、中央大学の構内にもこれに抗議するビラが舞つた。昭和九年には、帝人事件がおこり、ヒッターがドイツ總統に就任した。吾が国はワシントン海軍々縮条約廃棄を米国に通告した。

こうした社会的背景を基にして高文に於ても憲法は、美濃部先生の説では通らないなどといわれて、清水澄先生や筧先生の憲法がかなり読まれていた。行政科を受けた友人が口述で二回も失敗したことがあり、少くとも彼は、その原因が憲法学説の違いにあつたと信じていた。菊地武夫氏が貴族院で美濃部先生の天皇機關説を攻撃し、美濃部先生の「憲法概要」が発禁になつたのは昭和十年のことである。この年に始まり恩師の中でも及川先生は満州国の司法部の要人として渡満された。

こうしたきびしい世相が吾々の中大生活の時期であったが、如何に世相がきびしくとも中大法科生の司法界志向は変らず、この期に新に真法会、中桜会、瑞法会等々が続々誕生して居り、志ある学生はその青春をひたむきに勉学に費して居り、面白おかしい日日を送ることは少かつた。さればこそ十年には中大としては初めてといわれた多数在学生の司法試験合格者がでた。法学部（脛）のみで八名というのはその後も例が少ないのであるまいが、とき怡も大学創立五十周年に当り、記念事業として大講堂が建てられた年であった。大学生活を通じて不景気で世相はきびしかつたが、節約すれば一日の食費が四十銭、今は荒川線を除いて姿を消した市電が七銭、タクシーもねぎ

れば神田から浅草まで三十銭で行くこともあつた時代のこと、学生々活がうつくつしたものではなかつた。神宮球場で野球の応援に熱狂したことも遠い思い出である。

多摩校地に移つた今、或日駿河台を訪れて昔を回想すると路上に銀杏の葉が秋を告げるのは同じであつても、吾々の時代は、現状よりも遙かに異なるもので、今の南門が正門で精興社、大同書院、村社太田姫稻荷こそ位置を変えないが、町の姿もすっかり変つてゐる。大講堂の処は秋元春朝子爵の空地であつたし、続いて駿河台図書館、自彊術の大文字道場があつた。道路一つへだてたその前は樹木の多い西園寺公望公邸であつた。正門（現南門）から九段通りへ出る通りには、昔は学生相手の喫茶店などがあつたが今はそれもなく、昔の姿をとどめるのは額田内科病院位なものである。「中大法曹」創刊号には現中大の校歌、応援歌などが収録されているが古いものはないので、旧校歌、応援歌を記して思い出の幕をとじる。

「編者・註」旧校歌・旧応援歌は松井先生のご諒承を得て、表紙裏面に掲載いたしました。

思 い 出

弁護士 小野田六二

昭和九年中大予科二年に入学し、駿河台での生活がはじまりました。この一年前から実兄があまりの勉強のため（これだけは本当です）第一高等学校二年で発病し三年在学中で病死した為めか、父が「勉強はほどほどにして身体だけは丈夫にしておけ」との有難いご忠告をまにうけた結果、入学式の日に本校の四階にあった五五号大講堂の脇から屋上に上る塔屋にあつた山岳部の戸をたたいた事が学生生活のスタートでした。室にはあまり人相の良くなかった？山男がゴロゴロしており、一瞬まちがつたと思ったが後の祭り、それから今日迄山岳部の付合が続くことになりました。中学の頃から山が好きな父に連れられて毎年出掛けていたので、その影響もあってか山岳部を選んだと思います。入部してからは新兵としての訓練が続き、一年間は泣きの涙でしたがその間に登山に対する考え方、大学山岳部のあり方、団体生活の規律、先輩後輩の連帯感を身をもって体験しました。ザイル一本に相互に命をたくしパーティの信頼感は今でも続いています。五年間の学生生活において普通の教室オンリーの学生生活では到底得られない体験であり、山岳部における上級生下級生、又O・Bと現役という縦の人間関係と教室内の同級生仲間の横の人間関係があやなした学生生活を過したと思います。

山行の為め教室もそんなにサボッタ事はなく？ 不足の授業は夜間部の授業をきいた事もあります。特に印象に残っている授業は行政法の宮沢、身分法の島田、民訴の細野、夜間部での親族の穂積重遠の各教授、難解らしく理解を放棄した土方老教授（あのハマキの香だけが今でもただよう気がします）で、法哲学の柴田教授は山岳部の部長ですから必ず一番前の席で出席している事を確認して頂きながら辛抱づよくしていました。（これだから試験は勿論優でした）

入学当時は珍らしく弁当持参で通学していたような記憶があります。当時地下の学生食堂の屋定食が一五銭程度のセルフサービスであったと思います。暫くして腰弁から解放されて食事に行つた処は三省堂の前の映画館の隣りの共栄堂（カツライス三〇銭）駿河台下の美津濃の隣りの伊沢薬局のコーヒーパーラー（コーヒ一〇銭サンドイッチ二〇銭）一寸豪遊して三省堂裏の天ぷら屋ナデシコ（父の知人の経営で特に割引してもらつて定食一円）等です。山岳部に入部して初めて買った（買ってもらつた）ピッケルがなんと四〇円程だった事から当時の物価が想像されると思います。

学生時代は父には申訳なかつたのですが（実兄死亡し私が長男代行の立場でした）司法試験を受けようとはさらさら考えた事もなく、いすれは甲種合格→兵役→の運命にあつた為めか、又幸にしてアルバイトをする事もなく学生生活をエンジョイして過した事を感謝しています。

同級生の中では初めから司法試験をめざしてよく勉強していた本間大吉、吉野辰雄、榎本精一諸兄がおる一方運動部のモサ連中も意外に多いにもかかわらず、教室の雰囲気は實に氣持がよく試験前にはよくノートを見せてもらつたり、出題になりそうな問題をきいたり、今でも時々クラス会を開いています。

よき先輩、後輩の山岳部とよき同級学友にめぐり会えた悔いのない学生生活でした。

大学での思い出



弁護士 小池金市

私は昭和九年から同一五年まで夜間専門部二年、昼間専門部一年と大学部三年を大学で暮した。その間昭和一一年秋から同一四年秋まで、三ヶ年間南正門に面した三階真法会研究室にて人々の往来を眺め、勉強と家庭教師、三年間にわたる研究室の委員長という世話役をして過した。

在学中の出来事も数多いが忘れ難い想い出が三つある。私の専門部同期会は今でも脱皮会と称するが、そのいわれは富士演習場に何泊かで軍事教練を行った時、余り寒いのでゴボウ剣で立木の皮を削り取り、それを小枝などに混ぜて焚火をして暖を取つたことからの名称である。その事がばれて陸軍刑法の軍所有物の損壊罪になるということで大問題になり、解決に大学首脳部は随分苦労されたそうである。

昭和一四年七月全国大学専門学校の学生約三千人で、興亜学生勤労報国隊が組織され、北支と満州に分かれて約四〇日間行って来た。中大では法・経・商各学部で一五人宛の班が組織され、私は当時学生課員であった小野三郎先生が引率者となられた法学部班の一員となり、大学の教練用の銃とゴボウ剣を身につけ神戸から天津まで貨物船に乗り、北京・石家庄・太原に行き、行政経済組織の調査や宣撫活動をした。現地で梅津軍司令官から私共の班

が優秀な成績をあげたとして感謝状を貰った。帰りの船内で三千人の学生の中で私共の班だけが感謝状を受けたことがわかり、報国隊内でも中大法学部の名声が高まつた。

北支に出かける前に高文司法科の筆記試験を受けていたのが、思いがけず合格しており、大陸ボケで口述に苦しんだが、試験委員に北支に行っていたことを白状し、同情して頂いてやつと切り抜けることができた。その年は中大では司法科に四九名合格し、初めて東大を一名抜いたというので、学研連の私達数人が世話人となり、大学の若林庶務課長に頼んで大学から多額の援助を受け、旧図書館地下広間で盛大な謝恩会を開催した。後年中大でも百名を越す合格者が何回か出ているので、私共の時はそう多いとは言えないが、全合格者二四七名であったことからして、初めて一人でも東大を抜いたという感激は今でも忘れられない。私は在学中から弁護士試補の道に入ったので、四年間真法会答練の幹事長役で受験生指導をしたが、後、陸軍法務将校、終戦後巢鴨生活、公職追放となり昭和二七年追放解除まで母校に正式には出入り出来なかつた。

大学では昭和三三年以来評議員の席を汚しているが、昭和四三年一二月から始つた全学封鎖の学生ストライキで同四四年五月五鬼上理事長以下総辞職され、その後金子文六先生を理事長とする理事会に加わり、内部的には学生担当理事ということで専ら紛争解決に当つた。常務理事にとの御話しあつたが、解決までは毎日でも登校するからと申出、常務理事は勘弁して頂いた。四五年卒業生の教課消化の限界がぎりぎりになり、遂に機動隊を入れずに同年八月初め校舎占拠学生を学生会館に移動させることに成功し、直ちに教学側では多くの困難と危険を蒙りながらも、夏休み返上で四年生から授業を開始された。

この未曾有の大学紛争中には忘れ難いことが余りにも多いが、その中で数点諸先生に御知らせしておきたいことがある。私共平理事は月五万円の報酬で、当時私など二日に一度位学校に出て夜遅くまで理事会で対策を練り、時

には徹夜団交もした。就任してから間もない頃、夜八時を過ぎても理事会が終らず、私など口うるさいのが「ライスカレーに紅茶位大学で出されたらどうか」と言つて頂戴していたところ、法学部のK教授がこれを見つけ「大学の費用で理事が食事したり紅茶を呑むのはけしからん」と激しく問詰された。これには驚いたが、そうしたことでの教学側と仲違いしても困るので、以後は綿貫常務理事が自弁されたり理事各自が出し合つて食べる事にした。大学の財政を案ずる余りの発言なら理解も出来るが、その時の態度には教学優位の自負心が表現されていて不愉快な思いをした。

その年の四月頃には昼間部自治会の組織が完全に崩れ、夜間部自治会だけ存続していたが、学生側の交渉相手が不統一で、これが解決を手間取らせた一因ともなったと思う。その他原田学長の非協力な態度もブレーキとなつた。たまりかねた理事会では理事長名で同学長に退任勧告の内容証明郵便を出し、それが一因となり嶋崎学長の就任となつた。同学長を中心に教学側も一致協力態勢となり解決が促進された。最終的には本校舎内の学生を学生会館に移動させ解決を計る方針となつたが、理事会としては学生会館の秩序維持を心配し、五学部長に学生会館内の学生指導に責任をもつて頂くことを要望し、私が数ヶ条の覚書案を作り五学部長に署名して頂いた。非常時であったから各学部長も寛容な態度で書いて下さつたものと思う。本校舎開放最後の夜は万一に備え学校周辺に機動隊二ヶ中隊に待機して貰い、私がハンドスピーカーで学生に最後通告をすることにして行動の準備をした。その時、M学部長外二、三の教授が、最後に校舎内に入つて命がけで学生会館に移動するよう説得するから三〇分間機動隊導入を待つて欲しいと申出られ、その結果本校舎内にいた数百人の学生が順次校舎を出、翌朝には大学側で校舎の封鎖を実施した。学員の中には早く機動隊導入による解決をすべしとの声も多かつたが、出来得るなら説得による解決をしたいとの考えは理事会も教学も同じで、最後のM学部長らの教育者としての使命感の強さは、今でも私は高く評

価している。

私共理事会の最後の仕事は八王子への移転総合計画案作りであったが、教学側でも全面移転反対グループ、学部の横割移転案、縦割移転案などあり仲々進まなかつた。四七年五月末、退任一ヶ月位前には教学と職員側から金子総長代行のもとに総合移転計画案が出され、全学的機關で移転案をまとめられる基礎だけを作つて後に引継いだ次第である。



学生時代の思い出



裁判官訴追委員会事務局長

山崎宏八

私が、駿河台校舎で学んだのは、昭和十三年四月から同十八年九月までの、時あたかもわが国が、日中戦争を経て太平洋戦争へと突入して行つた激動の時期であつた。

信州松本に生まれ育ち、松本中学を卒業した私は、家庭の事情により、念願の地元の高等学校への進学を諦めて、自活しながら勉学するため上京したのであつたが、そのころは未だ、法律を学んで将来司法官になろうなどという確たる目的を抱いていたわけではない。たまたま、同郷の先輩K弁護士のお世話になることになって、自然六法全書に親しむようになり、上京した翌年、中央大学専門部法律科に入学するに及び、初めて目標を定めることができたのである。

最近と異なり、入学試験は至極簡単なものであったが、口述試験の際、中学校の内申書を手にした試験官の天野徳也教授に、「君のような若い者が入学するのを大いに歓迎する、都会の誘惑に負けずにしつかり勉強して、本学の名声を大いに高めて貰いたい。」との激励のお言葉を頂いたのが、いまなお記憶に鮮明である。教授のこの一言が、田舎出の文学志向の少年の心をどれほど奮い立たせたか計り知れない。その後、挫折することもなく、無味乾

燥な法律書に取り組んでこられたのも、このことが心の支えになっていたためと思われる。ただ省みて未だに、教授の御期待に応えられていないのが甚だ残念である。

当時は、出征兵士を送る街頭風景が随所に見られ、人々は耐乏生活に甘んじ、華美軟弱が排されていたから、当然のことながら、学内には質実剛健の気風が支配的で、学生の殆どが黒詰襟の制服に学帽姿であった。学窓を巢立てば、病弱でない限り、軍隊への入隊が必至であつたから、勉学の時は今を措いてない、という追い詰められたような気持を各自が持っていたこともあって、各研究室や図書館において、黙々と書見台に對峙して勉強に勤しむ学生の態度は、真剣そのものであり、室のあちこちには「静肅」と書かれた紙片が貼つてあつたりして、私語する者は殆どなかつた。

当時の駿河台のキャンパスは、正門に入るとすぐ右手に建つあの風格のある階段付の図書館の建物と、正面の三階建逆コの字型の専門部（法・経・商）及び学部（法・経・商）の校舎とから成る一廓と、その北側に道路を隔てて建つ予科校舎と講堂とから成る一廓のみであつたから、法・経・商各学部及び専門部を有し、数千の学生を擁する大学としては、極めて狭隘であった。しかも、本館の方には学生課などの事務室や研究室も入つていたから、教室の数はせいぜい四十前後であり、広い教室でも収容能力は四百席程度のものであつたから、人気のある教授の授業の際は、学生は廊下に溢れ出る始末であつて、備え付けられた感度の悪いスピーカーでは教室の前部に席を占めない限り、講義内容を十分理解しながら聴き取ることは至難であった。古びたこのような校舎で学んだ者としては、近代的設備と、輪奐の美を誇る広大な多摩校舎、特にカラーTVスクリーン付の大々教室などを見るにつけ、今昔の感にたえない。自然にも恵まれた多摩校舎に学ぶ今の学生諸君は眞に幸せであると思う。

私は、法学部二年生の夏、幸運にも司法試験に合格することができたが、合格が発表された直後の教練の時間に、

平素は敬遠して言葉を交したこともなかつた配属将校が近寄ってきて、「司法試験に合格したのはお前か。よくやつた。」と声をかけてくれたのには一瞬驚かされ、近くにいた仲間の手前面映ゆい思いをしたことであつた。そのころ、軍事教練は必修科目であつて、しかも重要な教科の一つとされていたが、生来虚弱な体質で、体格に恵まれなかつた私は、中学時代から最も苦手とする科目であつて、それまで一度も甲を貰つたことはなかつたのに、その年初めて甲を貰うことができたのである。この採点にはいささか疑問を感じながらも、決して悪い気分ではなかつた。これが、司法試験に合格したことにより、自分に対する外部の評価の変化したことを見た最初の事件であった。そして、同時に自分に科せられた責任の重大性を自覚しないわけにはいかなかつたのである。軍事教練で甲をとることは、軍隊において有利な扱いを受ける一つの条件であつたことは事実であるが、後年私は志願して海軍法務官となつたので、直接にはその恩恵に浴することはなかつた。

私は、その年司法省に入ったので、籍を夜間部に移して翌年の秋無事法学部を卒業することができたのであるが、そのころ、戦況は急速に悪化し、学業半ばの学生の大群が、いわゆる学徒出陣として、戦場に送り出されて行つたのである。そして、敗戦までの間に、共に学んだ数々の友人が戦死した。多感な青春を国のために捧げて散つたこれら学友の面影を偲びつつ、その靈に深い哀悼の意を表し、心からご冥福を祈る次第である。

学徒動員、復員、そして真法会



弁護士 阿部三郎

宮城県石巻市の商業学校を卒業し、中央大学専門部経済科に入学したのは、昭和一九年四月のことであった。

この年七月までの、大学における生活は、大部分は軍事教練にとられ、講義日程は相当削減されていた。

入学早々、神宮練兵場における教練、習志野演習場における野営教練、そして、埼玉県行田における学徒援農作業と、まさに戦時そのものの時代であつただけに、講義どころではなかつたのであろう。それでも、七月、大学に入つてはじめての夏期休暇で帰省、九月に大学へ戻つてみると待ちかまえていたのは軍事工場の学徒勤労動員であった。

連れていかれたところは、鶴見の日本钢管造船所。全員鶴見の丘の上にあつた鶴扇寮という工員寮に入れられ、それからは毎日、造船所の学生工員として勤務、監視船の造船作業をやらされた。私が担当したのは、最初は電気熔接で、その後事務系統にまわされ、物資の配給事務に当つた。

どれ位、造船所に動員されていたのであろうか、正確な期間の記憶はないが、その後、同じ鶴見にあつた東芝工場にまわされ、今度は旋盤による工作をやらされた。作っていたのは飛行機の部品となる小型モーターの軸のよう

なもので、一〇個作っても必ず四、五個は規格に合わず、オシャカ（この頃覚えた言葉で使い物にならないという意味）であると言つて年寄の班長さんに何遍も怒られたことを想い出す。あまり優秀な工員ではなかつた。
そういえば、その頃、工場には、連合国軍人の捕虜が多数使役されていたが、何れも空腹に耐えかねながら、重労働に当つていたのを記憶する。

昭和二〇年六月末、郷里より東芝工場に電報があり、仙台二七部隊（山砲）に入隊せよとの召集令状をうけ、日本陸軍最後の初年兵として入営する。

小隊長は、中大予科出身の見習士官で今野という人であつたのも大学の縁であつたのかも知れない。間もなく、この人より中隊長当番に推せんされて、中隊長の食事・洗濯の世話、教範の筆写等々他の戦友は山砲の分解、組立にどやされているとき、当方は中隊長の世話をしながら軍事学問の勉強という機会を与えられた。

その年、八月終戦によつて翌九月に復員。そのときお世話になつた中隊長が、連合軍に、山砲を引渡すとき “引かれゆく 砲車見送る 陸奥の秋” と一句を私に示されたのが印象的であつた。

九月復員すると同時に、すぐ大学の様子を見るために上京した。大学は荒れていた。私と同じように大学が心配になつて見に来たのであらうが、復員服姿の学生が何人か校内の中庭をうろついていたが、全く静寂そのものであつた。たしか教務課にも行き事務員に、開校の目途を聞いたようにも思うが確かな返事は得られなかつたのである。その儘学友の安否を気遣いながら誰に会うともなく、郷里に帰らざるをえなかつた。

学友の知らせで大学に戻つたのはその年秋も深くなつてからのことであつた。

友人の下宿にもぐりこんで暫く大学に通つたものの、当時の住宅・食料事情は極端に悪く、普通の生活では栄養失調になることは間違いないことであつたので、授業放棄して田舎に戻り、毎期の学年試験だけは、教科書だけの

勉強でなんとか昭和二十二年三月専門部経済科を卒業した。しかしこれでは大学で学んだものは何もないことは明らかのこと、そこで、法学部に進学したのであるが、それでも、住・食の事情でやはり通学できる状況ではなかつた。こうした住・食の事情がやや落ついたのは、私にとっては法学部二年のときであつた。

ところがその頃、専門部時代の学友で法学部に進学した三上庄一君（現名古屋高検次席検事）は、法学部一年で司法試験に合格し、その他の小島伝内君（札幌高検刑事部長で死去） 笹原芳樹君（四期司法修習生で死去）等は学研連正法会で司法試験受験の猛勉強に入つていた。

私も志を有していたものの、最早準備をはじめなければならないことを痛感し、真法会の入室試験を受けることとした。そのため当時中野鷺宮の下宿の隣家にお住いになつておられた島田慶蔵教務課長の紹介状をいただき、筆記試験の後、二回の面接関門に統いて、最後に理事長であった向江璋悦先生の面接を経て無事真法会の入室試験に合格することができた。まともに入室試験をうけたならば到底合格できなかつたであろうことは、当時の試験問題とその出来具合、受験者の数よりみて、私のよく承知したことであつた。

この意味で、向江・島田両先生は、法曹人となる最初の機会を与えて下さつた忘れえない先生方である。真法会の入室の年は昭和二三年五月である。

それからの真法会における学生時代は、生涯を通じて味わうことのできないような充実したものであつた。

先輩、学友にも恵まれた。研究室の環境も申し分のないものであつた。ただ不足なものは、食物と教科書であつた。そうしたなかで受験の追いこみの時期は、研究室の机の上に寝て、寝ているとき以外は勉強と、今にして思えばよく体が続いたものだと思うくらいに頑張つたものだ。

昭和二三年入室当時の研究室は本館四階であつたが、試験に合格した年は、中庭の東側に建築された生活協同組

合の二階北側の部屋であった。

その裏は西園寺公旧邸である。真法会では毎日正午には全員外に出て海軍体操を行うことになっているが、この体操の時間と四時頃風呂に行くときだけが外界に接するときである。

学友もよく勉強したものだったが、殆んどの諸君は合格し、今日では各界で夫々重鎮として活躍されている。その頃、郷里の先輩として、東京弁護士会会員佐藤利雄先生が、弁護士会で大いに活躍されていることを知った。名士訪問ということで、お目にかかったことはいうまでもない。

修習終了後堂野達也先生の事務所でご指導をいただくようになったのも、佐藤利雄先生のご紹介である。

“腹が減っては戦ができない”という言葉もあるが、“腹が減っても戦ができた”ということと“本当に人のお世話をなった”ということにつきる学生時代であった。

司 試 法 験 合 格 を 目 指 し た

三〇 年 前 を 回 顧 し て

弁護士 小林宏也

昭和二十二年四月、中央大学法学部に入学することになった私は、旧軍人の道から法曹を志して白門を叩いたのであった。

法律家、特に弁護士への道は白門に学ぶに如かずというのが、知人の提言であつたにもかかわらず白門に入つても法律家への具体的進路、進行方法のとり方については、皆目わからず暗中模索であった。特に働きながら学ばなければならぬものにとつて司法試験合格の道は狭く至難の道であった。高等試験司法科試験合格のために、研究室へ入るのがその捷径であると教えられた。

しかし、当時の私にとって研究室に入室するには約半年を要した。この期間私は、金森徳次郎先生著の「国会論」、牧野英一先生著の「憲法講義」の二冊を三〇—四〇回読んでいたが、之が私にとって血と肉となつた。どの科目でも何冊もの参考書をあさり読みするよりは、之はと思う基本的良書を二十回以上も熟読精読することが実力をつけるには、はるかに効果的である。

昭和二三年一月、私は念願かなつて真法会研究室へ入室を許可され司法試験受験の道へ一路邁進することになつ

た。当時真法会は柴田甲子郎先生が会長、柳本徳次郎創立者が、理事長、向江菊松常任理事（現向江璋悦会長）が、指導体制をがっちりとつて指導しておられた。ここに入室して感歎したことは、会員が備付けの机に向かい朝七時から夜一一時まで、昼と夕食の一時間づつの休憩時間を除いてマル一日静肅極まる環境で、心魂を傾注して猛勉強にいそしむ室員全員の姿勢であつた。

研究室では、定評のある基本書を徹底的にサブノートを取つて（少くも三回）熟読する勉強方法を、最近合格した先輩が手にとって教えてくれたことは得がたい指導であつた。どれだけの教科書をどのような方法で勉強すれば受かるのか、その方法を教えてもらえばあとはいかに卓越した徹底的な努力をするかである。憲法、民法、刑法、商法、民訴、刑訴、破産、刑政、約一万頁が私の克服しなければならない課題であつた。文語体で書かれた牧野英一博士の重訂日本刑法は、最初はとりつきにくかったが、四一五回読んでサブノートをとると次第に理解できた。

私は講義には人一倍出席し教室の、前から四、五番目の席に陣どつて講義をきいた。草野豹一郎先生の刑法、吉田常次郎先生の刑法、牧野英一先生の憲法、片山金章先生の民法、兼子先生の民訴法、小田久藏先生の民事演習、竹本先生の有価証券法等の講義に没頭したのは格別の記憶である。

私は研究室で、児島平先輩（二期生弁護士現東弁会長）と丹波景政（三期生弁護士故人）から得がたい手ほどきを受けた。児島先輩からは、刑法の勉強方法を成程と教えられ丹波景政先輩からは、民法講義のサブノートの取り方を手にとって教えられたが、私は成程之だけ苦労すればと思った程、先輩のサブノートは徹底的苦労に没頭した跡がまざまざとあらわれていた。サブノート併合、精読主義が合格への道であつた。

昭和二三年八月受験して失敗した私は、昭和二四年八月、二度目をねらつて受験したもののが積極ミスがあつて合格は無理だと思っていたので三回目をねらつて勉強していたのであつたが幸運にも、昭和二四年一二月二七日二回

目の司法試験第二次試験に合格することができた。偏に中央大学真法会の学恩のお陰と中央大学に感佩をしている次第である



第二予科時代の思い出

判事 糟谷忠男

僕は昭和二〇年九月に母校に転入学し、昭和二十八年三月旧制法学部を卒業した。八年間お世話になったわけであるが、学部で講義をうけたのは一年生の時だけで、あとは中桜会研究室で指導をうけながらの自学自習であった。そんなわけで、想い出となると、終戦直後の頃のことになる。

昭和二〇年八月二三日、敗戦によって、前途の目標を見失い、悄然として、海軍兵学校から帰郷した僕は、焼野と化した東京の中で、これも敗戦によって失職した父の収入を当てにすることができるないので、国鉄職員となつた。精神的に虚脱状態にあった僕を見て、兄は、中央大学への入学を強く勧めた。当時、母校は最も学費が安く、夜間部の令名が高かったためであろう。同年九月末頃、僕は転入学試験をうけた。試験委員は、僕の記憶に誤りがなければ、たしか稻葉修教授であったと思う。簡単な口頭試問の後で、志望学部についての質問があった。僕は、出身中学が商業学校だったので経済学部へ進みたいと答えたところ、同教授は、即座に、「中央大学は法科の大学だ。是非法科に進みなさい。」といわれた。僕は、「そうですか」などと迷っていると、「それではそうしなさい。」というような調子で、法という印を書類の上部にポンと押された。今の受験生には全く考えられないような「厚

遇”をうけたのである。

さて、終戦直後の窮乏時代故、第二予科生は皆生活が苦しく、栄養も不足していた。暗い電燈の下（しかも、その電球は、授業が終ると、教務課へ届けたのである。）暖房のない、冷えきった教室の中で、空腹に耐えながら、講義をきいた。だが、授業は、今想い起してみても、非常に楽しかった。教科書は、語学の本が辛うじてあつた程度で、ほかの教科は、生徒の有志が、ガリ板刷りで“自主製作”してくれたものを使用した。吉田精一教授の西鶴を中心とした近世日本文学論、市古教授の阿片戦争以後における中国近世史、草野教授による「モーパッサンの小品」の仏文解釈などの名講義を聴いていると、昼間の疲れも空腹も忘れて、いわゆる文化の香りを満喫した気分になるのである。土曜の夜の講義が終ると、超満員の夜行列車に揺られて、食物の買出しにいかねばならないこともあつた。立ち通しの満員の夜汽車の中で、やっと手にいれた岩波文庫版の「啄木歌集」を読んだことは、今だに忘れ難い。また、当時は、発禁本が次々に復刊されるとともに、「人間」、「世界」などの月刊誌が徐々に上梓され、新しい政治、社会、文化のあり方をテーマとした素晴らしい論文が数多く発表された。混沌とした戦後社会が急速に変りつつある時代にあって、僕達の若い心は少なからず揺れ動いたが、今のような過激な行動をする者はなく（もつとも、それだけの活力がなかつたのかも知れないが）、語学、哲学、歴史学、社会政策等の“古典的な”勉学を通じて、将来に備えるという姿勢が一般的であったよう思う。当時は、教授も生徒も生活が苦しかったためであろう。冬休み、夏休みは、随分と長かつたように思う。また、出欠は殆んど問題にせず、学期末の試験も、語学を別として、殆んどがリポートの提出であつたから、学校の試験をあまり気にせず、自分の好きな本を読む時間がかなりあつたよう思う。

僕は予科二年生の終り頃、肋膜炎に罹患したので、思い切って休学届を出した。健康の回復に努めるとともに、

あまり深刻な読書をすることを避けるためもあって、英語の勉強に没頭し、英文学に親しんだ。昭和二三年四月、予科三年生に復学した。その頃は、第二予科も、教授陣がかなり変更していた。とくに、語学に造詣の深い先生方が多くなっていたような気がする。英文解釈などについて、少し突っ込んだ質問をすると、それでは調べてきますというので期待していると、この文章は、独訳ではこう、仏訳ではこうと懇切に教授して下さる。自然に、学問とはこういう香りの高いものかと感心させられたものである。余談にわたるが、予科三年生頃、僕は英語学もしくは英文学に傾倒していたので、一時は文学部に行きたいと思つたこともあつたが、能力の限界を覚つて、法学部へ進んだ。

ところが、その語学が役立つて、輝しい伝統を誇る中桜会に入室を許され、また、教員免許証をもらつて、都立高校の教員になることができ、司法試験合格への布石が整つたのである。そして、裁判官になってから二〇有余年。その間、僕が病気になり、また精神的に極度に疲労をしても、新しい活力と勇気を与えてくれるのは、やはり読書のお蔭である。その点で、広い学問と文学の世界に目を開いてくれた予科時代は、僕にとって非常に貴重なものであつた。

末筆ながら、壮大なスケールをもつた多摩校舎の発展を祈念したい。

中央大学生生活の思い出

司法研修所教官、検事 押谷 鞠雄

私が中央大学法学部に入学したのは、昭和二四年であるから、既に三〇年も昔のことである。

終戦後の混乱が尾を引いていた当時であるから、およそ昨今の学生生活とは異質のものであった。

当時の私は、詰襟の学生服に角帽を冠り、帽子には純白の校章が光っていた。靴をはくことは少なく、素足にほ、お歯の高下駄で大道をかゝ歩していたように思う。

その当時でも、学生服姿が学園の絶対的多数派であつた訳ではなかつたが、私にとっては、学生服こそ唯一の正装であり、普段着でもあつた。そして、学生服と駿河台校舎こそ我が青春の象徴であつたと言えよう。

芸術を語り、政治、経済を論じ、人並に恋もしたが、酒も飲まず、煙草も吸わず、麻雀などとは無縁であつた私にとって、大学で学ぶことこそ青春そのものであつたとも言える。

こうしてペンを走らせていると、なつかしい駿河台校舎の校門、図書館、教室、大講堂などが、あざやかに目に浮ぶ。

その中でも、中庭の風景が一きわあざやかである。

休講の告示から求人案内、運動部の対外試合の結果など雑多なビラが貼られた掲示板、その掲示板を見上げる者、数人で議論をしている者、急ぎ足で通り抜ける者などまるで昨日のことのように眼前に迫る。

しかし、その割には講義に対する記憶が薄く、明確には思い出せない。

教授との個人的な接触がなかつたせいかも知れない。特定の教授の理論に共鳴し、心酔するところが無かつたためでもあろう。それにしても、私に法律を教え、私の法律に対する興味を深めさせてくれた諸先生の講義こそ記憶に焼きついていなければならぬ筈であるのに、講義どころか、試験の記憶すら薄いのはどうしたことであろうか。

それは、大学生活の後半に体験した司法試験のための受験勉強の記憶が、あまりにも強烈であるために違いない。司法試験に合格するまでの二年間は、まさに、私が炎のように燃えた時であり、その印象の強さに、大学生活の記憶が薄れたとしても、やむを得ないであろう。

さらに、司法試験受験の記憶は、研究室につながり、大学と言えば、真法会研究室を想起するのも、またやむを得ない。

私は、真法会研究室で、向江璋悦先生という師を得、多くの友を得た。そこでは、それまでの学生生活では得られなかつた多くのものを学び、それまでの学生生活で欠けていた何かを見出したように思う。

ともあれ、中央大学は、私を一人の法曹として世に送り出してくれた母校である。

法曹を目指して大学に入学した訳でもない私であつたから、中央大学に入学していなければ、おそらく、司法試験を受験することはなかつたであろう。

この意味で中央大学は、私の歩むべき人生を決定づけてくれた母校である。

今でもあざやかに脳裡に浮ぶ母校の駿河台校舎が消え去るのは、私の青春の碑が消え去るのに似て、まことに淋

しく残念である。

恵まれた環境の荘大な八王子校舎に、古き良き時代の伝統が受け継がれ、さらに発展充実することを念じてやまない。



中央大学生活の思い出



弁護士 安藤 章

私が中央大学法学部に入学したのは敗戦間もない昭和二四年である（新制最初の新入生）。当時の日本は、世相騒然、将来の展望は混沌としていた。平事件、三鷹事件及び松川事件など戦後の「三大事件」が起ったのもこの年である。また、この年は、朝鮮戦争勃発の前年であり、景気はどん底であつた。大学には復員帰りの兵隊服の学生、衣食住を求める学生などさまざまな人間模様を描いていた。

駿河台校舎で当時と變っていないのは、図書館、旧正門、その正門に面した本館、そして中庭の一部である。当時の中庭は現在の半分位の面積であろうか。その後、大学は旧西園寺邸を買収し、旧館に接続して校舎を増築し、更に大通りに面して現在の正門を造つた。そして更に、近隣を買収して校舎を新設したので当時の約二倍以上の規模となつてゐる筈である。学生の数も当時の倍位になつてゐることであろう。

当時の学生は、国の将来に明るい展望を持つことができなかつた時代であつたが、敗戦のショックからようやく立直り、日本の再建という大目標に向つてよく勉強した。いま考えてみると、衣食住の絶対的不足の中、よく勉強したものであると思う。私の周辺を見渡してみると、その殆んどが法科の中央大学に入り、司法試験をめざして

教養課程の授業を受けながら、その合間に中庭や廊下などで六法など専門書をよみ漁っていたものである。そのようによく講義を受け、かつよく勉強していた反面、当時高揚期にあった労働運動と共に学生の自治会運動も極めて盛んであった。その後、卒業後に法曹界に入った何人かは、当時その活動家である。

私達の当時の仲間は、勉学に運動に青春のすべてを燃焼させていた。現在の学生諸君と比べるとたいへんな違いであろう。その結果が司法試験の成績において東京大学を追い抜き、全国のトップを独走した。そして、そのエネルギーは昭和四六年、トップの座を東京大学に譲るまで続いたのである。そしていま低落した母校を見るとき、法科の中央大学に憧れ入学し、青春を燃焼しつづいた昭和二四年当時のこととなつかしく思い出される。

私の大学生活の殆んどは学研連玉成会の室員生活である。司法試験の受験を念願していた私は昭和二六年春、玉成会に入会した。私と同時に入会した仲間は十五名位であつたろうか。その殆んどが、その後数年して司法試験に合格し、現在中堅法曹として一線で活躍している。（現在は学研連研究室に入室しても合格するものは少数と聞いているが、当時と比べると随分違うものだ）

これは各研究室も同じであろうかと思うが、当時の研究室は中庭に建築されたプレハブの建物に収容され、その設備たるや、貧弱そのものであった。その中で勉強したが、一部の室員が机を寝台代りに使って寝泊まりしていたので、早朝部屋に行くと机は占領されていたので、それを取り返すのに苦労したことがあつた。当時机の数に限りがあつたので、早いもの勝ちという形になつていた。

このようにして、私の大学生活は受験生活に占められていた。これも私にとつて青春を燃焼させ、悔のない大学生活であつたと思う。

そして、昭和二八年三月卒業の年の九月、司法試験に合格して私の大学生活は終了したのである。

大學生生活の思い出

司法研修所教官、検事 佐野真一

一、昭和三二年の春、どの大学に入ろうかと迷いに迷い、最終的には、早稲田の法科が中央の法科へ行くこととしたものの決心がつかず、高田馬場から当時都電に乗つたり、お茶の水をうろついたりしていました。どちらの大字も狭いキャンパスに大勢の人がごつた返しており、こんなに大学生ばかりいて俺は大丈夫なのかなと飲みこまれそうな不安を感じ、こんなことならゆつたりした地方の大学に行こうか等と思い迷っていました。早稲田を出て民間会社へ行くか中央へ入つて司法試験を目指すかという点まで煮つまり、ついに司法試験をやってみようということで中央へ入学を決めたのです。当時、司法試験合格者の四割から五割近くが中央出身者であり、昭和三六年に私が合格した時、合格者三八〇名位のうち一五八七九名が本校の出身であり、毎年連続してトップを切っている最中でしたから司法試験を目指した以上中央へ行くのは当然でした。

二、入学して間もなく、真法会、正法会等学研連という団体があり、スリッパをはき、手拭いを腰にぶら下げ、きたない学生服を着た人達が、何か誇らしげに歩いているのが他の大学にはない不思議な光景でした。

私自身はストレートに司法試験の受験勉強をする気にならず、当時学術連に所属していた英米法研究会に入り

ました。机を与えられ自由に使うことが出来、やはり中央に来てよかったです。右研究会は講堂の三階北側にあり、英國憲法史を原書で読まされ、サルトルを読み等という指導を受けていました。

昼は大学近くのサボリとか田園等という喫茶店に入りびたり、先輩の法律議論やら人生論それに女の話等をもつぱら拝聴し、何か新鮮で、受験に明けくれた高校時代が終り、大学生になつたなあという気分にひたつたものです。ただ困つたものはキャンバスが狭く運動場がないため運動が出来ないことで、しかたなく、夕方から皇居前までゾロゾロと散歩に出かけたものです。帰りは、喫茶店に入つたり、屋台でおでんをつついたり、大学近辺に毎夜現れる焼イモ屋のお世話になつたりしていました。

休日は、神田の古本屋をひやかしに出かけ、先輩の助言で少しづつ司法試験科目の基本書を買い入れ、会室の机の上にならべてながめていると法科の学生の気分になれたものでした。古本屋には一冊一〇円とか二〇円の本の山があり、これをかき分けて面白そうな本を見つけるのが樂しみで、特にイエローブックと呼ばれる英語版エロ本をさがして来ては読みふけつたものでした。当時の大学生はまだバンカラ氣風が残つており、皆黒のツメ襟姿で背広の者は珍らしい時代で、手拭いをぶら下げてスリッパをはいてお茶の水辺りを何となく誇らしげに歩いていたのです。今から見ればかなり薄汚ない集団であったようですが、理由もなしに張り切り、誇り高く、リベラリズムをモットーとしており、議論好きで、ある意味では生意氣であったかもしません。

三、二年に入り法律科目が始まると自然法律書を読み始め司法試験科目に入りましたが、当時あまり切迫感がなく、割合のんびりと心理学やらラートブルッフの法哲学等を先輩からすすめられるままに読んだりしていました。なにしろ毎年多勢司法試験に合格する時代でしたからあの先輩が通つたのだから四年生の時か遅くも卒業の年には通るであろうという気分でゆとりがありました。大学の授業は退屈なものが多く出来るだけさぼり、四年間しか

ないからとアルバイトもせず、親の仕送りと奨学金でラブラブしていたので時間はたっぷりあり、今の大學生の
ような金のかかる大がかりな遊びをしなかったこともあり、いつもゆったりやつていました。予定通りというか
当たり前のことというか合格した時も、英米法だけでも七名も合格しており、稀少価値がなくやれやれという程度
の気分でした。あのころの法科の学生は、狭いキャンパスにひしめいてはいたが、何となく誇り高く、自信にあ
ふれ、語学もまあまあで、私自信任官後、官費で米国遊学をさせていただく遠因になつたのですから大学の選択
はこれでよかつたのであらうと思っています。

四、ただ一〇数年ぶり、教官となつて研修所へ戻つて驚いたのは、中央出身者の激減、語学力の不足、自信のなさ
でした。どうも学生の質の問題ではなく、大学当局の姿勢に問題があるようで、大学はもう少し真剣にこの問題
を検討し、昔日の栄光を取り戻し、法科の中央のキャッチフレーズを守つて欲しいと痛感しております。

中央大学について憶うこと



弁護士 中津靖夫

昭和三二年四月、駿河台講堂における我々の入学式は、林頼三郎総長の御出席の下に、挙行せられた。先生はその時既に相当の年令であられ、杖についての訓話であり、新入生である私は、この方が、かの高名なる林先生かと感激して訓話を承った次第です。林先生が入学式で私達になされたのが先生の最後の訓話になつたと思うが、詳細な内容を月日の経過とともに忘れてしまつたのは誠に残念です。ただ感激したことだけを今も覚えています。

駿河台での生活は神田明神の大祭、ニラコイイ堂の鐘、白糸露人の出入（素晴らしい美人がいた）、神田の古本屋街、どれをとってもなつかしいことばかりです。

しかし、これ一つという思い出をとり出すのは難しいので、幾つかの思い出をとりとめなくとり上げて以下綴りたいと思います。

私達は法学部法律学科一組に属しておりましたが、五〇名の級友は、仲々に豪の者が多く司法試験には、一〇名合格しましたし、それぞれ都や朝日新聞、上場会社などで活躍中であります。

秋の大学祭で、級として創作劇を演じたのは、私達だけだったのでないでしょうか。その頃、日本中を騒がせ

た「ジラード事件」を諷刺したオペレッタ劇を現在弁護士をやっている石井芳光氏が、創作し、級友総出演で、熱演し、終了後、神田の町を痛飲して歩いたものも昨日のような気がします。

神田の町といえば、のんき・四国屋・錦町食堂など青春の一夜を飲み且つ喰った想い出はつきることがあります。

教室での想い出は、威張って語る程のことはありませんが、概ね大教室の授業で、前の時間の学生が、出るや否や少なくとも前三列位に自分の席を確保するため、授業終了時に二階から三階或は四階と走り廻ったことは忘れられません。きくところによると多摩校舎の方は、教室に充分余裕があるそうで、右の様なことは、全くの昔話となることでしょう。

私は、在学中、弓道部に在籍し、他学部の学生とも、訓練や合宿に汗を流したこと、いい想い出です。私自身が選手に選ばれる程、一所懸命はやりませんでしたが、それでも早稲田・慶應などと対抗試合について、校歌を互いに歌いあつた青春の一駒は何ともいえない想い出です。

しかし、中大の法学部学生となつた以上、司法試験を受けなければ、仕様があるまいと思い三年生の時、学研連「玉成会」研究室に入れて貰い、その関係で中大出身の法曹会の大先輩達と面識をえたことは、これに属さない学生に較べて、私の学生生活を一層豊にしてくれた一面です。現在最高裁の調査官をやっておられる同期の太田豊君達と面識をえたのは、この「研究室」でした。司法試験受験のための勉強は、つらくはありましたが、友人同志将来への夢をもつて、大いに学び且つ遊んだわけで、私の駿河台校舎での生活から、はぶくことのできなものです。

誰しも同じでしあが、私の中大生活は、飲み且喰い、議論し、遊ぶという四年間がありました。しかし卒業後

は、本氣で司法試験勉強に没頭し、翌三七年に合格できたのは、今にして思えば中大のあらゆる生活環境が、司法試験のために合目的的にできていたからだと思います。現在の学生は、この環境のよきを活用しきっていないのではないかという気がします。他大学が、「中大の環境」に模倣し、成果をあげてきているというのに、この儘では、法科の中央の伝統がなくなるのではないかといしさか心配しています。中大生が、法曹会以外の分野で活躍するのは、大いに結構なことで、歓迎すべきことではありますが、法曹会での第一人者の地位を保つことは、それにもまして絶対に必要であることを全中大関係者は自覚すべきだと思います。

「中大法曹会」の一層の発展を祈念して「私の憶い出の記」を終ります。

(昭和三六年卒)



中央大学生生活の思い出

判事 須山幸夫

私が大学に学んだのは、昭和三三年四月から同三七年三月まででした。当時法学部は神田駿河台の旧校舎で、法・経・商学部が□の字型になつており、正門前の大学院校舎を除いて相当古い建物でした。その建物の中が中庭で学生達の憩う場所であつたわけです。しかし何せ狭い中庭の上、学生数が多いため昼休み等は自然校舎外へ、町へと出て行くことになりました。校舎の外はそれを囲むキャンパスがないため直接道路に、駿河台の町になるわけで、大都会の中に混在する大学の典型であつたわけです。

従つて国電お茶の水駅から坂を少し下りすぐ道路から校舎に入ることになり、他大学例えれば東大、上智大、早大のように広いキャンパスを通つてゆく感はなく、しかも学生数が多く、いつも廊下、中庭が混雑していたため、いわゆるアカデミックな雰囲気にはいさか欠けていたと思う。その点現在のキャンパスは郊外に広大な敷地を占め一大キャンパスの觀を呈しているとき（私は未だ見ていませんが）現在の学生は施設面では大変恵まれていると思う。

大学での講義は学生数が多いため語学等を例外として、一般には大教室でのマイク授業で、学生にとつては教室

への出入自由、受講自由? ということで大変気楽でしたが、反面師弟間の人間的接触に欠けるわけで、規模の大きい私大の宿命とはいえないささか残念なことでした。このことは高校時代に大学のアカデミックな雰囲気に何となく憧れて入学してきた当初に強く印象を受け失望感を味わうことになったと思います。とはいえて義務教育の延長の感があった高校時代と違つてやはり専門分野で学問的雰囲気を味わうことができ、法律等を広く深く研究したいという気持を持ってました。唯私自身は在学中は司法界への志望、司法試験への意欲はあまりなく、生来のんびりしていたため漫然と大学四年間を過してしまいました。私が司法試験への意欲を持ったのは卒業後数年してからで、それから本格的に勉強したわけです。入学当初から学内に司法試験のための研究室がいくつもあり、その室員を募集しているのは知つていましたが、私自身は関心が薄く、研究室で勉強していた人達は何か別世界の人のような感じを持つつていきました。といつて他に何か熱中していたものがあつたわけでもなく、(当時のいわゆる安保闘争の時代でした)が、私は政治運動には興味がなかつたと思います。)ただ色々の事を少しずつやっていて、極めて平凡に四年間を過したわけで、この点今思うともつと何か熱中してやつていたらよかつたと思つています。現在大部記憶が薄くなりましたが、それでも、憲法、民法、商法等の法律学や、歴史、心理学等の諸先生の講義は折にふれ思い出すこともあります。各先生方の講義はそれぞれに味があり、学問的興味をそそるものでした。今でも思い出すのは各先生方の講義とともに青春時代を過したキャンパスとその周辺の神田駿河台の町です。校舎は古い建物とはいえ長年使い込んだ感があり一種の味があつてなつかしく、又神田の町は毎日のように行つた書店街や大学近くの小さな食堂や喫茶店等今も記憶しています。校舎の地下にあつた各運動部の練習場からいつも元気な掛け声が聞えてきたこと、三々五々中庭に来ては又去つてゆく学生達、中庭の若者の彫刻や休講板、旧正門横の図書館下の学生食堂、生協の商店等々今もなつかしく憶えています。あのころの大学は設備のよい現代的建物ではなかつたけれど一種の味わいの

ある校舎でキャンパスは狭いけれど便利でまとまっていたと思います。当時は不満に思う点はあつたものの、今ではやはり私の青春を過した古き良きキャンパスという感じがしております。とりとめなく思い出すまゝ書いてきましたが、今でも大学の伝統が守られ、母校出身者が毎年数多く司法界に進出していることをうれしく思い、大学の今後益々の発展を期待しております。



中央大学生生活の思い出

—青春のピッケル—

弁護士 平野義耀

昭和三三年から三七年迄の四年間を私は中央大学で学んだ。

それはちょうど安保闘争の時代で、中庭では自治会の委員やその他の闘士がわれわれ一般学生に向つて、あの語尾の切れた抑揚のない一種独特な調子でアジ演説をしていたことを思い出す。

私のクラスにもそのような闘士が数名居り、ドイツ語や英語の時間の前後には、國家の危急を説いてデモに参加するよう呼びかけていた。又クラス討論や資金カンパも度々行われていた。そんな中で私はノンポリ学生の一人としてデモへの参加や、クラス討論には無関心でこれを傍観していた。当時授業へ出席すれば、いやがおうでもこれらの渦に巻き込まれ、少くともこれら行動に賛同の意を表さないと仲間はすれになってしまったような錯覚に陥り、ノンポリのままでいることも勇気のいることであった。私は友人には、自分が参加しないことを正当化するため、安保反対、安保反対で騒然とした社会の中に自ら飛び込んで行動するのもよいが、このような世の中だからこそ一步渦の外へ退き、動静を見守り、静観する者が居ないと、大勢を誤ることとなる、自分はその立場をとつていのだと説明していた。

しかし、その実は私は青春をかける目標が他にあり、行動する時間が惜しくてノンポリを決め込んでいたのである。私が中央大学時代に打ち込んだのは登山であった。私は自分の全ての行動（例えば都電に乗らずに一時間位は平気で歩くことも、タバコを喫わないことも、コートを着ないことも、平素の体力作りのためと理由をつけた）を登山という崇高な行為（少くとも当時そのように考えていた）に結びつけて解釈し、全生活が山を中心に動いていた。事実私は年間一五〇日位は山に入っていた。

従つて私が学校へ行くのは、出欠がうるさい語学と体育の時間であり、学割をもらうのに学生課へ足を運ぶためであった。しかし、今考えると私は学生時代に良い友人に恵まれ、語学の時間の出席カードの提出、代返、更には代訳、学割の融通まで、全て友人に頼みこんでいた。これらによき友人は現在も親しく交際している。

このような学生生活の或る日、私は神田の古道具屋でケースにおさまっている一本のピッケルを発見した。その形のほれぼれする美しさに、私はしばし我を忘れて見入っていた。それはスイスの名工の作になる「ペンド」という名のピッケルであった。私が当時使っていたピッケルは叔父から譲り受けた札幌の門田作のピッケルだった。これも日本では有名なピッケルだったが、「ペンド」と比べるとグレードからピックにかけてのカーブの美しさは正に田舎の芸術と洗練された都会の芸術の差であり、刀でいえば名刀正宗の美しさである。私はこの「ペンド」を写真でみたことはあったが实物をみたのはその時が始めてだった。その時の心のときめきを私は今でも忘れていない。「ペンド」はエベレストに初登攀したイギリス隊が使ったピッケルであり、現在でも数十本程度しか日本に入っていないと聞く。勿論私はこのために全財産をはたいた。

また、私にとっては神田の古本屋街で登山に関する古典を探し歩くことも楽しみの一つであった。三省堂の近所にあつた悠久堂は古本屋街で一番山に関する書籍が多く、到底手の届かない高価な古典を眺めるだけにでも、私は

しばしば足を運んだ。

B H E N D · S C H W E I Z · G R I N D E L W A L D のマークの入った一本のピッケル、それに数冊の古書は私の中央大学生活の思い出を永遠にとどめている。



中央大学生生活の思い出

弁護士 島田一彦

一、私が中大に入学したのは昭和四一年四月である。登校してまず感じたことは「草の緑に……」という中大校歌に反してキャンパスが極めて狭隘であることであった。しかし私が入学した当時は入学ガイダンスで先輩が中大校歌や応援歌を教えてくれたり、中庭での各サークルの入部勧誘も盛んで学年を越え、中大全体が一応のまとまりを有し、狭い中庭に熱気が溢れていた。従つて私も中央大学の学生になつたという実感をもつた記憶がある。

二、生来気の多い私は中大入学当初からどこかのサークルに入部しようと 생각していた。そこでサークル案内をもとに駿河台校舎の中庭に所狭しと並んでいるサークルの「出店」をいくつか訪ねた。そんなサークルの中で最も私の心をとらえたサークルが中央大学辞達学会（弁論部）であった。それは偶々「出店」に居たどう見ても三〇才位に感じられた先輩が埼玉県の田舎出身である私にやや時代がかつた、しかし熱意溢れる勧誘をして下さったからであつた（今思えば勧誘が上手なのはサークルの性質上当然なのであるが、それよりもその先輩のバンカラで、書生っぽい、それでいてスケールの大きさを感じさせる人間性に魅せられ辞達学会に入会する気になつたといえる）。

三、辞達学会に入会してからは昼と夕方、毎日発声練習や弁論・討論の研究などが行われ、この間に親睦旅行や

合宿練習も行われた。合宿は夏に海水浴を楽しむ人達を横目に見ながら海辺で「アエイオウ」などと大声を上げるという一般的にはばからしいと思えるようなものであった。

しかし、この辞達学会における生活は中大での学生生活における最も重要な部分であった。なぜなら、この辞達学会には思想的にも年令的にも学部的にもそして経歴的にも千差万別の学生が集つており、会室では政治・経済・教育等様々のテーマについて先輩後輩をとわず書生ぽい議論がたたかわされており様々の考えに触れることができたりであり、又、時々社会人になられた先輩が練習や合宿中に指導に来られ、その人柄や考え方につれることができたからである。その結果、何となく大学生活にこの様な雰囲気を求めていた私は語学の授業を除いては登校してもほとんど会室に行くか同輩の会員と近くの喫茶店にくり込み何やら議論する毎日であった。特に入学後「学生会館の自主管理」問題やら「学費値上」問題やらの学園紛争が続いたため（結局私の大学生活のほとんどはスト中であり、授業を聽講できたのは八ヶ月位のものであろう）私にとって学生生活といえば二年生迄は辞達学会を中心とするそれであつたといえる。

四、ところで辞達学会の同期の中には司法試験合格をねらう会員が何人がいた。そして、彼らに刺激されて私も司法試験を受験する気になり二年の秋に中央大学瑞法会研究室の入室試験を受けたが不合格となつた。そこで、のん気な私も法律の勉強を少ししつかりやらなければいけないという気になり、彼らと共に民法総則や刑法総論のゼミを始めた。そして三年の秋によく御茶の水校舎の瑞法会研究室に入室を許され、司法試験合格のために本格的に法律の勉強に取り組むことになった。

五、右研究室に入室した当時は同研究室にも辞達学会と同様先輩後輩という縦の関係がよい意味で存在した。つまり先輩が後輩の面倒を見るのは当然という空気、即ち自分達が先輩から受けた種々の恩恵（例えば受験のための

ノウハウ伝授、飲食のおごり等々）に対する恩返しは、それを後輩達に再び引き継ぎ付与することであるという思想が少なくとも正統派的考え方として君臨していた。

従つて私も合格した先輩はもとより、未だ在室中の先輩からもたくさんの恩恵を受けることができた。私は瑞法会に入室して四年目に幸い司法試験に合格したが、この私の合格は諸先輩の恩恵によるところが大きい。

このように私の中大での学生生活の思い出は、大部分が学園紛争中という関係もあって、駿河台校舎における辞達学会を中心とする二年間と御茶の水校舎における瑞法会を中心とする二年間に二分される極めて異色なものである。しかし、私にとってみれば異色とはいえ、主義主張にとらわれない集団において色々な考え方につれることができ、よき先輩、同輩にめぐり会えたという点において十分満足すべき大学生活であった。特に学生生活において先輩後輩という縦の人間的関係が薄れてきている現在の傾向をみるとよい時に学生生活を送ることができたと思う。今後も中大での学生生活によって得られたよき先輩らとのつながりを一つの貴重な財産として大切にしてゆきたいと考えている。

多摩校舎落成に思う

弁護士 篠原由宏



それは雄大の一言である。

多摩丘陵の緑に囲まれて、澄みきつた青空の下に、白亜の校舎が丘一帯を占める様は、駿河台の喧噪と塵芥の中にあった旧校舎を見なれた者にはまぶしい限りである。いたれりつくせりの近代的設備の新校舎を見るにつけ、今的学生はまことに恵まれていると思わずにはいられない。もっともあまり広すぎて教室から教室に移動するのに時間がかかるのではないかとか、この巨大な設備の維持費はさぞ大変だろうといささかよけいなことが心配になる。

多摩校舎は設備のよさもさることながら、環境が素晴らしい。校門を一步外に出るとそこは多摩の自然の中で、木立ちが続き野鳥の声が聞こえる。ビルの谷間にあつた駿河台校舎は、周りが道路のため車の騒音がものすごく、授業中などは教授の講義がよく聞こえなかつたものだ。それに、周りには喫茶店、麻雀荘、パチンコ屋等誘惑にはことかなかつた。もつとも、駿河台校舎は、交通の便はよく、周りには学生相手の食堂や本屋が沢山あつて便利ではあつた。

校舎が新しくなり環境も良くなつたが、肝心なのはその中味である。

一昔前に流行した大学数え歌に

「五ツとせ いつも神田でたたき売り
バイトするのは中大学生

と歌われていたように、中大学生は苦学生が多く、その校風は弊衣破帽・質実剛健でいたって地味とされていた。しかし、多摩校舎で見かける学生は、そんな歌の時代と違い、比較的裕福な者が多いようで、服装なども洗練され大変「かっこよく」なったと思う。総合大学としての世評も私大の中では早大・慶大について高いと聞く。

しかし、中大法学部出身者としては、何か物足らなさを感じる。それはやはり中大が長年保持してきた司法試験合格者数大学別順位で首位の座をここ数年東大に譲つたばかりか最近では早大に追い上げられて二位の座も危いことである。

一昔前の中大といえば司法試験受験の予備校だと陰口をたたかれるくらいその合格者数は多かった。一時は合格者の半数程を中大出身者で占めたこともあって、司法研修所で石を投げると中大学生に当るとまで言われたことがあつたと聞いている。このように司法試験合格者数が大学別順位で首位であることが中大の看板でもあった。世間で中大といえば法学部といわれ中大は法学部でもつてゐるかのごとき觀があつたものだ。日本一難しいといわれる司法試験で、その合格者数において早大・慶大は問題にせず天下の東大をも下にみるのはやはり誇らしいものであった。

司法試験受験における中大の今日の低迷には種々の原因が考えられる。今まであまり司法試験に关心のなかつたような大学が争つてその対策に力を入れるようになり、法学の講義を充実させたことも一因であろう。しかし、なんといっても中大の対策に甘さがあつたことが最大の原因である。昭和四〇年代に中大に起きた一連の大学紛争で、

大学改革が叫ばれ、法学部偏重の大学の在り方に反省が加えられ、中大が総合大学として整備される過程で司法試験受験対策が疎かになったことも否めないが、やはり過去の実績にあぐらをかいていたといわざるをえない。中大が誇る研究室制度は確に過去において多大の実績を残して来たが、司法試験の傾向も大きく変り、他大学との競争も厳しさを増した現在、従来どおりのやり方ではもはや限界に来たと思われる。大学とは別個独立の何ら体系的指導のない自習集団としての研究室の在り方は再考されねばならないだろう。そもそも、都心から遠くはなれた多摩校舎に研究室も移った現在、これまでのように、卒業生や合格者の若手を中心としたゼミで後輩をリードしてゆくことは困難であろう。大学側においても、最近、遅ればせながら早大の法職過程にならつた法職ゼミコースを設けるなどして、その対策によく真険に取組むようになつたが、いまだにその指導方針なるものは確立されておらず、全てが暗中模索の状態であり、その成果を期待するまでには至っていない。

私は、研究室出身者として、法職ゼミの指導員としてこれからどうしたらいいのか私なりに考えているつもりであるが、正直のところこれだというものはまだ考え方がない。

しかし、法職ゼミに関与しておられる法曹関係者の方々の熱意を感じるにつけ、又、母校中大のこの現状を憂うる先輩が少なからずおられるということを知るにつけ、中大の将来はけつして暗くはないと思つてゐる。

(昭和四七年卒)

「関係諸規定」

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 総長（第四条—第九条）
- 第三章 役員及び顧問（第十条—第二十二条）
- 第四章 理事会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 評議員会（第二十六条—第三十四条）
- 第六章 資産及び会計（第三十五条—第四十一条）
- 第七章 収益事業（第四十二条・第四十三条）
- 第八章 基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
- 第九章 合併及び解散（第四十五条・第四十六条）
- 第十章 公告（第四十七条）

附則

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

　　大學院 法学研究科・経済学研究科・商学研究科
　　法学部一部 法律学科・政治学科

　　法学部二部 法律学科・政治学科

　　法学部通信教育課程

　　経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

　　経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

　　商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科
　　商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科
　　理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化

学科

　　理工学部二部 学科・管理工学科

　　物理学部・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管

理学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行ふ。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

第三章 役員及び顧問

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十

二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長

は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通

信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によつて決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者
二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科)。

専門部・工業専門学校)の卒業者

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

2 补欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

3 补充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

(職務上評議員)

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 基本規定（寄附行為）の変更
- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃
- 四 合併
- 五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議するため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実
- 二 学生生徒等納付金及び手数料
- 三 寄附
- 四 補助金
- 五 収益事業から生ずる利益金
- 六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

- 2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならぬ。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

（種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第九章 合併及び解散

（議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公告

（公告）

第四十七条 この法人が、法令によつてする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則
この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則
（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

す。

施 行 昭和二六・三・八
改 正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 会報の発行

二 学員会館の管理運営

三 奨学援助および学術研究に対する助成

四 各種研究会、見学会および講演会の開催

五 学員名簿の編纂

六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもつて行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもつて行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

議事を開き議決することができない。

- 9 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

- 第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
2 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

- 第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

- 第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

- 第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人部門奨学会を設置する。

- 2 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄付行為の定めるところによる。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

- 第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

- 第十八条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入および助金をもってあてる。
第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

- 第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十日までとする。

(会則の改正)

- 第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

- 第二十二条 本会に、事務局をおく。
2 事務局に関する規程は、別に定める。

附 則

- (改正会則の発効)
この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

- 2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

- 3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

- 4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参与の委嘱)

- 5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

- 6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

- 7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず、一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

- 8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

(昭和五十二年五月十二日施行)

附 則

(経過規程)

第十六条の規定は、財團法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

財団法人 白門奨学会寄付行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目一一番地中央大学会館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、

学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 学資金の貸与又は給付

二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 この法人設立当初中央大学学員会の寄付に係る別紙財

(基本財産の処分の制限)

产目録記載の財産

- 二 資産から生ずる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 返還金
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定

に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剩余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剩余金があるときは、理事会の決議を

経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第一二条 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の決議を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第一三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員定数)

第一四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上一三人以内

監事 二人以上三人以内

(役員の選任)

第一五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まることになつてはならない。

3 監事は、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
(理事長の職務及び職務代行者等)

第一六条 理事長は、この法人の事務を總理し、この法人を代

表する。

- 2 理事長に事故があるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

- 第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

- 第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

- 第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあつた場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であっても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

- 第二〇条 役員は、有給とができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

- 第二一条 この法人には、評議員二一人以上二五人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

- 第二三条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 3 顧問の任期は、二年とする。

- 4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができます。

第五章 会議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあつたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもつて通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、

当該議事について、あらかじめ書面をもつて表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

- 二 理事の現在数
- 三 会議に出席した理事の氏名
- 四 委任状を提出した理事の氏名

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

- 四 長期借入金についての事項
- 五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に関する事項

- 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所

五 議決事項

六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 選考委員会

(選考委員会)

第二十九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることになつてはならない。

第七章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第三一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 補 則

(細則)

第三十四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。

3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかるわらず設立許可の日から、昭和五五年四月三〇までとする。

理事（理事長） 谷村唯一郎
理事（常務理事） 亀井幸次
理事（常務理事） 高木友之助

高木友之助
亀井幸次
谷村唯一郎
白田義弘
小野三郎
日下文雄
久保田栄也
清水達也
長谷川広也
水野富久司
本島利也
村上茂也
斎藤寛也
小川浩八郎
鈴木秀雄
(五十音順)

五十音順

中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもつて組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問は本会の管理運営につき隨時その諮詢に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定期と臨時に分ち、定期総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、

遅滑なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によつて決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

会員の請求による臨時総会召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時

総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する総会の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うものとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次の次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会	四〇名
第二区 第一東京弁護士会	一八名
第三区 第二東京弁護士会	一八名
第四区 裁判所	一二名
第五区 檢察庁	一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要なあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

この規程は改正会則施行の日から施行する。

付 則

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長	一名
2 次長	五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。

中央大学法曹会事務局規程

中央大学法曹会役員等名簿

(昭和五三年度)

一、中大法曹会顧問・役員等

(五十音順)

(1) 顧問

井出甲子太郎

石井一郎

石田寅雄

今井忠男

大塚喜一郎

小川泉

荻山虎雄

柏原語六

金子文六

兼平慶之助

河井信太郎

小池金市

後藤英三

清水繁一

谷村唯一郎

堂野達也

藤井暹

松井宣

円山田作

宮田光秀

山本清二郎

山本政喜

八島三郎

龍前茂三郎

(2) 参与

柴沢忠幸

遠藤利一郎

小木貞一

川島仟之助

鈴木清二

戸田宗孝

橋本三郎

原田勇

馬越旺輔

松島政義

向江璋悦

米田為次

(3) 幹事長

倉田雅充

(一弁)

(4) 副幹事長

鈴木秀雄

(東弁)

水原敏博

(検察厅)

信部高雄

(一弁)

坂本建之助

(二弁)

幹

事

(東京弁護士会)

○印は常任幹事

鈴木近治	飯畠正男	川坂二郎	鈴木誠	岩田豊	柴田徹男	吉本英雄	松家里明	吉本英雄	水上喜景	原山庫佳	中井宗夫	鈴木秀雄	小林宏也	太田常雄	雨宮真也	伊東正	石井嘉夫	久木野利光	紺野稔	○赤坂正男	○秋知和憲	浅見昭一	
(第二東京弁護士会)	○内山弘	○木戸口久治	高橋一郎	○宮田耕作	渡辺洋一郎	○宮田耕作	萩原源三	山崎源三	○安原正之	○安原正之	○平岡高志	○繩稚登	○安原正之	倉田雅充	山崎源三	○深沢勝	○深沢勝	藤井光春	服部邦彦	玉田郁生	篠原千広	○内野経一郎	○秋知和憲
高橋一郎	小海正勝	大井勲紀	高橋守雄	大塚功男	齊藤兼也	○大塚功男	大塚功男	山田賢次郎	○依田敬一郎	○斎藤岩次郎	信部高雄	藤本勝也	山本忠義	山田茂	○斎藤岩次郎	○依田敬一郎	藤本勝也	本間崇	浜秀和	名波倉四郎	菅沼隆志	遠藤和夫	日下文雄
中津靖夫	坂本建之助	○大西保	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助	坂本建之助							

中吉章一郎 ○野宮利雄

村山芳朗

(裁判所)

○書名

朱
寸
軍
武

秋吉穂引 江香懐少
佐野昭一 灑田薰

○大前邦道

○糟谷忠男

木村輝武

福田 健次
山崎 宏八

(検察庁)

○新井弘二
末永秀夫
○中津川下
岩肇

押谷 鞠雄

水 加
上 藤
寛 晴
治 明

佐野真一

(6)

今計監事

(7)

事務局

					次長	事務局長
"	"	"	"			
佐野真一	木村輝武	中津靖夫	柴田徹男	金沢恭男	山崎源三	
(検察庁)	(裁判所)	(三弁)	(二弁)	(東弁)	(二弁)	

(検察庁)
(裁判所)

大學問題特別委員会

(◎は委員長以下同じ)

安藤 章	浅見 昭一	市橋 千鶴子	猪股 喜蔵	内野 経一郎
柴原 卓郎	太田 常雄	龜井 忠夫	久木野 利光	工藤 祐正
浜 秀和	児島 平	小池 金市	小林 宏也	桜井 公望
松 家里明	菅沼 隆志	高木 茂	玉田 郁生	服部 邦彦
池 田達郎	小川 休衛	梶原 止	森田 洲右	安原 正之
大 西保	山田 賢次郎	山根 彰夫	(以上東弁)	
小 海正勝	小野 道久	依田 敬一郎	渡辺 洋一郎	
三 枝信義	笠井 盛男	(以上一弁)	藤本 勝也	
浅 香恒久	川坂 二郎	木戸口 久治		
糟 谷忠男	坂本 建之助	高橋 守雄		
新 井弘二	高木 典雄	高橋 守雄		
押 谷靄男	長久保 武	野宮 利雄		
近 藤太朗	中津川 彰	(以上二弁)		
	水 原敏博	山本 和敏		
(以上検察庁)				

秋知和憲

阿部三郎

石田寅雄

川島仟之助

後藤英三

篠原千広

宮田耕作

吉田勸

吉本英雄

(以上東弁)

◎深沢勝

野宮利雄

松井宣

村山芳朗

(以上一弁)

大西保

土田勇

堤淳一

(以上二弁)

会報編集委員会

◎赤坂正男

菅沼隆志

(以上東弁)

岩田豊

表久雄

(以上一弁)

内山弘

黒田英文

(以上二弁)

福田健次

中津川彰

(以上東弁)

人事委員会

赤坂正男

阿部三郎

(以上東弁)

梶原正止

依田敬一郎

(以上一弁)

◎石井一郎

坂本建之助

(以上二弁)

大前邦道

(裁判所)

(以上東弁)

大學學員會館問題委員會

鈴木秀雄

原山庫佳

本間崇

(檢察廳)

(以上東弁)

(以上二弁)

新井弘二

秋吉稔弘

土田勇

(以上東弁)

(以上二弁)

(以上裁判所)

(檢察廳)

(以上東弁)

(以上二弁)

◎ 豊 大 深

吉 西 沢

彬 保 勝

(裁判所) 木戸 口 久 治
若 林 秀 雄

水 原 敏 博

(検察庁)

(以上二弁)

中央大学法曹会事務報告書

自昭和五二年五月三〇日
至昭和五四年三月二日

年月日	議事・行事	摘要	要
52・5・30	定時総会	於・法曹会館 出席九十二名	
		議題 (1) 昭和五一年度会務報告の件 (2) // 委員会報告の件 (3) 会計報告並に決算承認の件 (4) 幹事及び会計監事改選の件 (5) 顧問及び参与委嘱の件	
6・16	//	第一回幹事会	
6・9	(新)執行部会	於・法曹会館 出席四十二名	
6・20	新・旧執行部会	議題 (1) 幹事長・副幹事長及び常任幹事選任の件 (2) 中央大学学員会幹事及び参与推薦の件 於・一弁 出席 七名	
於・東弁	於・一弁 出席一七名	議題 中央大学学員会幹事及び会計監事推薦の件	
	議題 (1) 旧執行部より新執行部への事務引継ぎ (2) 第二回幹事会議題の決定 (3) 学員会協議員推薦の件 (4) 会報四号の配布方法・部数決定の件 (5) 事務局の分担部分決定の件 (6) 学員会幹事選考の件 (7) その他	議題 (1) 旧執行部より新執行部への事務引継ぎ (2) 第二回幹事会議題の決定 (3) 学員会協議員推薦の件 (4) 会報四号の配布方法・部数決定の件 (5) 事務局の分担部分決定の件 (6) 学員会幹事選考の件 (7) その他	

9 ・ 24	9 ・ 22	9 ・ 17	9 ・ 9	7 ・ 5	6 ・ 28
大学側と法職課程指導員との打合せ	第一回人事委員会	第二回大学問題特別委員会	執行部会	第一回大学問題特別委員会	第二回幹事会
於・中大会館	於・東弁 議題 (3) (2) (1) 協議員候補者選考結果承認の件 人事推薦基準の設定について	於・一弁 議題 (2) (1) 中央大学法職課程指導員推薦の件 法学教育に関する意見書具体化の件	於・法曹会館 出席二十一名 出席八名	於・東弁 議題 (3) (2) (1) 今後の委員会の運営について 委員長選任 部会長選任	於・法曹会館 出席五十一名 幹事長の職務代行の順序を定める件 本年度の基本方針に関する件 各種委員会について 会報の配布方法について 正・副幹事長就任披露パーティ開催の件 常任幹事選任の件

12 ・ 2	12 ・ 2	11 ・ 9	10 ・ 26	10 ・ 22	10 ・ 5	9 ・ 29	9 ・ 28	"	法職課程指導員会議	議題	(1) ゼミの目的、程度、範囲について (2) 組別担当者について (3) ゼミのテーマ等について
第三回大学問題特別委員会	執行部会	執行部会	中大法曹会新役員就任披露宴	執行部会	第一回常任幹事会	第一回募金委員会	第一回会報編集委員会	第一回会報編集委員会	於・中大会館	議題	・各組ゼミの運営方法について ・今後の委員会の運営について
法職課程指導員と大学問題特別委員会委員との懇談会	於・一弁出席二十七名	於・一弁出席七名	於・赤坂プリンスホテル出席五十六名	於・一弁出席五名	於・一弁出席二十四名	多摩校地記念樹木寄贈の件 今後の委員会の運営方針について	出席十五名 委員長選任	出席五名 委員長選任	出席五名 委員長選任	議題	(1) ゼミの目的、程度、範囲について (2) 組別担当者について (3) ゼミのテーマ等について

53 12 2 10	12 7	第三回幹事会	於・法曹会館 出席四十三名	議題 (1) 会費徵収の件	於・一弁 出席 五名	議題 (2) 副幹事長一名選任の件	(3) その他
53 2 20	正副幹事長會議	第一回学員会館問題委員会	於・一弁 出席 八名	議題 (1) 委員長選任	於・一弁 出席 八名	議題 (2) 大学側委員の審議結果の検討	(3) 今後の委員会の運営について
2 24	第二回人事委員会	"	於・法曹会館 出席十一名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件	於・一弁 出席 二十四名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件	(2) その他
2 27	第四回幹事会	第四回大学問題特別委員会	於・一弁 出席二十四名	於・一弁 出席四十四名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件
3 8	第五回大学問題特別委員会	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	於・一弁 出席四十四名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (2) 委員会報告
4 14	第四回人事委員会	於・一弁 出席 十名	於・一弁 出席 四十名	於・一弁 出席 四十名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (1) 中央大学理・監事銓衡委員会委員候補者推薦の件
		於・一弁 出席十四名					

6 17	"	"			4 15	"
執行部会	第一回幹事会	定時総会	第三回会報編集委員会	執行部会	4 28	第二回会報編集委員会
於・法曹会館 出席 八名	於・法曹会館 出席五十八名	於・法曹会館 出席一〇二名	議題 会報五号編集についての方針検討	於・一弁 出席 三名	議題 会報五号編集についての方針検討	第二回学員会館問題委員会
議題 (1) 幹事長・副幹事長及び常任幹事選任の件 (2) 事務局職員選任の件	議題 (1) 昭和五ニ年度会務報告の件 (2) 昭和五ニ年度会計報告並に決算承認の件 (3) 幹事並に会計監事改選の件 (4) 顧問・参与委嘱の件 (5) 各委員会の活動報告 (6) その他	議題 (1) 昭和五ニ年度定時総會議題について (2) その他	於・一弁 出席 四名	於・一弁 出席 六名	於・一弁 出席 四名	學員会館問題委員会の大学側委員の中間報告書の検討
						議題 中央大学理・監事候補者推薦の件

8・29	8・21	8・18	7・20	7・15	7・10	7・1	6・26
第三回会編集委員会		第一回大学問題特別委員会	第二回会報編集委員会	法職特別コースについて大学側と大学問題委員会委員との懇談会	中大法曹会選出評議員会	第一回会報編集委員会	第二回幹事会
於・一弁 出席二九名	於・一弁 出席八名	於・一弁 出席二十五名 委員長の選任 委員会の運営方針 法職課程指導員選考の件 その他	於・一弁 出席七名	於・中大多摩校舎 出席二十二名 ※法学部長川添利幸主催	於・N H K 青山莊 出席十七名 ※七月一六日開催予定の中大評議員会の中央大学基本規定 及びその附属規定改定についての審議に關し中大崎田常 任理事、戸田学長との懇談	於・一弁 出席九名 議題 中大法曹第五号発行について	議題 (1) 第二回幹事会開催の件 (2) 新役員就任披露宴開催の件 議題 (1) 本年度の基本方針 (2) 委員会に關する件 報告事項 その他の協議事項

※大学問題特別委員会委員と法職課程指導員との懇談会

「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会

於・中大駿河台校舎
法職特別コースのゼミの運営について

中大法曹会新役員就任披露宴

於・赤坂プリンスホテル 出席六九名

第四回会報編集委員会

於・一弁 出席七名

第一回募金委員会

於・一弁 出席 六名

執行部会

於・一弁 出席四名

議題 (1) 新役員就任披露宴収支報告

議題 (2) 一一月一九日評議員会の件

議題 (3) 第三回幹事会開催の件

第一回人事委員会

於・一弁 出席十二名

議題 中央大学総長銓衡委員会委員候補者並に同理事銓衡委員会委員候補者推薦の件

第一回会館問題委員会

於・一弁 出席七名

議題 学員会内委員会が起草した「会館利用に関する意見書」検討

第五回会報編集委員会

於・一弁 出席四名

執行部会忘年会

於・松本樓

第三回幹事会

於・法曹会館 出席四十六名

議題 (1) 中央大学総長銓衡委員会委員候補者推薦の件
(2) 中央大学理事銓衡委員会委員候補者推薦の件

議題

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
中央大学評議員推薦委員会委員候補者の選考の件
中央大学学員会役員選考委員会委員候補者の選考の件

中央大学評議員選考委員会委員候補者の選考の件
奨学会募金委員会副委員長候補者の選考の件
法曹会推薦評議員候補者選考の件
評議員候補者推薦の件
委員会報告
その他

編集後記

緑なす多摩丘陵の一角に聳えたつ白亜の殿堂中央大学、この威容を仰ぎ見たときの学員の感慨は蓋し無量なものがありましょう。そしてありし日の母校中央大学に於ける学生生活を懐しみ深い回想に浸られたことあります。

わが中大法曹会は、会報「中大法曹」第五号を発刊するに当たり、母校中央大学が大学の命運を賭して多摩移転という歴史的壮挙を完遂したこと記念して、特集号の発刊を企画し、その時代・時代を代表する会員を選抜して「中央大学生活の思い出」というテーマのもとご投稿をお願いいたしましたところ、中大理事長渋谷健一先生はじめ多くの方々から貴重なご体験やご意見等を盛られた玉稿が届けられました。恐らくこの会報は大正中期から多摩移転に至るまでのわが中央大学の歴史の一側面を語るものとしてその価値をお認めいただけるものと信じます。そして永く次代に残されることを期待して止みません。

玉稿をお寄せ下さいました諸先生に厚く厚くお礼申し上げる次第であります。

また、学員会々長谷村先生からは丁重なお祝辞を、学長戸田先生からは活気に溢れる多摩校舎の近況を、大塚先生からは日本の法曹界に於ける大先達原嘉道先生のありし日の面影を偲ばせる玉文を頂戴し感謝の至りに堪えません。

尚今回は、中央大学基本規定・中央大学学員会々則の改正があり、財団法人白門奨学会が設立されたなどのことがありましたので、法曹会々員として必要なこれら諸規程を一括掲載いたしました。会員各位のお役にたてば幸甚です。

終りに、この会報の編集に当り特段のご指導とご協力を賜わりました倉田幹事長山崎事務局長をはじめとする執行部の諸先生並びに編集委員の諸先生に心から感謝申し上げます。

(編集委員長 赤坂正男記)

中大法曹 第5号

昭和五十四年三月一五日 印刷

昭和五十四年三月二〇日 発行 (非売品)

發行人 倉田雅充
發行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社高千穂印刷所
東京都板橋区向原二丁二〇一
電話(九五六)六五五〇・六五六四

中央大学校歌（旧）

作詞 小林一郎
作曲 山田耕筰

- 一、皇國の礎固めんためと
中央の名に集える健兒
春秋交らぬ芙蓉の雪は
遠く我等の心を照らす
若き血潮みなぎる
中央の意氣にみよ
榮光は燐として
我らがうへにあり
詠わずや新興中央
我らが前途希望にみちて
みよ中央の大施のゆくところ
陽光もかげりて淡し
若さこそ力こそ我らが生命
戦よ潔かれ
- 二、質実剛健撓まず倦まず
心を協せて養ひきつる
貴き校風仰ぎて知れと
空に聳ゆる我等の校舎
誓の殿堂は嚴かに
大穹のもとにかがやく
詠わずや中央
- 三、世界の進みに魁すべく
心を鍛へ身を鍛へんと
集り来れる健兒の為に
前途を祝はん諸声高く

中央大学応援歌

和田芳恵 作詞
諸井三郎 作曲